名古屋市鳴海工場整備・運営事業

事業契約書（案）

平成１６年４月２８日

（平成１６年７月１６日修正）

名　古　屋　市

名古屋市鳴海工場整備・運営事業　事業契約書

前　文

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋市鳴海工場整備・運営事業（以下「本事業」といい、第５条第１項に定義される。）を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「ＰＦＩ法」という。）の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るために、本施設（第１条第64号に定義される。）の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者に一体の事業として発注することとした。

市は、本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた提案を行った入札参加者［グループ名］を落札者として決定し、当該落札者は、入札説明書等に従い本事業を実施するために市と平成［　］年［　］月［　］日付の基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結し、これに基づき［特別目的会社名］（以下「事業者」という。）を設立した。

市と事業者は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する（以下、「本契約」という。）。

１	事業名	名古屋市鳴海工場整備・運営事業
２	事業の場所	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地他所在の別紙１「事業場所」の図面の土地とする。
３	契約期間	契約締結の日から 平成［41］年［6］月［30］日　まで
４	契約金額	金〇〇〇〇〇〇〇円に金利変動、物価変動、事業量の変動及び制度変更による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額
５	契約保証金	保証金額は整備費の１割とする。ただし、本規定にかかわらず事業者が履行保証保険を付する場合については、第71条による。
６	支払い条件	事業契約書中に記載のとおり

上記事業について発注者である市と受注者である事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を２通作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成［　］年［　］月［　］日

発注者　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名　古　屋　市
名古屋市長　　松原　武久　　印

事業者　　［住所］
［会社名］
［代表者名］　　印

目　次

第１章　用語の定義 …… 1
　第１条　（用語の定義） …… 1

第２章　総則 …… 4
　第２条　（目的） …… 4
　第３条　（公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重） …… 4
　第４条　（事業日程） …… 4
　第５条　（本事業の概要） …… 5
　第６条　（事業者の資金調達） …… 5
　第７条　（事業者） …… 5
　第８条　（許認可、届出等） …… 5
　第９条　（事業用地の使用） …… 6
　第10条　（関係者協議会） …… 6

第３章　事前調査等 …… 6
　第11条　（事前調査） …… 6
　第12条　（土壌汚染対策） …… 7

第４章　本施設の設計 …… 7
　第13条　（本施設の設計） …… 7
　第14条　（設計の変更） …… 8
　第15条　（法令変更等による設計変更） …… 8
　第16条　（設計の完了） …… 8

第５章　本施設の建設 …… 9
　第１節　総則 …… 9
　第17条　（本施設の建設） …… 9
　第18条　（工事工程表等） …… 9
　第19条　（第三者への委託等） …… 9
　第20条　（事業者による工事監理者の設置） …… 10
　第21条　（工事現場の安全管理） …… 10
　第22条　（建設に伴う近隣調整及び住民対応） …… 10
　第23条　（ユーティリティの確保） …… 11
　第24条　（仮設施設の整備等） …… 11
　第２節　市による工事確認 …… 11
　第25条　（市による説明要求及び建設現場立会い等） …… 11
　第26条　（中間確認） …… 12
　第３節　工期又は工程の変更 …… 12
　第27条　（工期又は工程の変更） …… 12
　第28条　（工事完工の遅延による費用等の負担） …… 12
　第29条　（工事の中断） …… 13

第30条　（本件工事において第三者に及ぼした損害）・・・

第７章　整備・運営委託料の支払い ····· 25
第67条　（整備・運営委託料の支払い） ····· 25
第68条　（整備・運営委託料の改定） ····· 26
第69条　（整備・運営委託料の返還） ····· 26
第70条　（整備・運営委託料の請求の手続） ····· 26

第８章　契約保証 ····· 27
第71条　（契約保証） ····· 27

第９章　契約期間及び契約の終了 ····· 27
第１節　契約期間 ····· 27
第72条　（契約期間） ····· 27
第２節　事業者の債務不履行による契約の解除 ····· 27
第73条　（工事完工日前の契約の解除） ····· 27
第74条　（工事完工日後の契約の解除） ····· 28
第３節　市の債務不履行による契約の解除 ····· 29
第75条　（市の債務不履行等による契約の解除） ····· 29
第４節　市による任意解除 ····· 30
第76条　（市による任意解除） ····· 30
第５節　本事業終了に際しての措置 ····· 31
第77条　（運営期間終了後の本施設の運営・維持管理） ····· 31
第78条　（本事業終了に際しての措置） ····· 31

第１０章　法令変更 ····· 32
第79条　（通知の付与） ····· 32
第80条　（協議及び追加費用の負担） ····· 32
第81条　（法令変更による契約の終了） ····· 33

第１１章　不可抗力 ····· 33
第82条　（通知の付与） ····· 33
第83条　（不可抗力への対応） ····· 34
第84条　（協議及び追加費用の負担） ····· 34
第85条　（不可抗力による契約の終了） ····· 34

第１２章　その他 ····· 35
第86条　（保険） ····· 35
第87条　（公租公課の負担） ····· 35
第88条　（権利義務の譲渡等） ····· 36
第89条　（経営状況の報告） ····· 36
第90条　（秘密保持） ····· 36
第91条　（融資機関との協議） ····· 37
第92条　（株主構成の変更） ····· 37
第93条　（特許権等の使用） ····· 37
第94条　（著作権） ····· 37

第１３章　雑則 …… 37
第95条　（準拠法） …… 37
第96条　（管轄裁判所） …… 37
第97条　（疑義についての協議） …… 37
第98条　（雑則） …… 37

別紙１　事業場所
別紙２　業務概要書
別紙３　整備・運営委託料の支払方法
別紙４　建設工事前提出図書概要
別紙５　事業日程表
別紙６　土地使用貸借契約書様式
別紙７　試運転及び性能試験に関する要綱
別紙８　完工確認事項
別紙９　完工時提出図書
別紙10　瑕疵担保
別紙11　環境保全基準
別紙12　公金徴収業務取扱細則
別紙13　モニタリングの実施
別紙14　業務不履行時等の措置及び運営委託料の減額方法
別紙15　可燃ごみ等及び他工場焼却灰の性状
別紙16　副生成物の活用等
別紙17　整備・運営委託料の改定方法
別紙18　割賦払整備委託料の償還表
別紙19　法令変更等の場合の費用分担規定
別紙20　事業者が付保する保険

第１章　用語の定義

（用語の定義）

第１条　本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　「運営委託料」とは、運営費のうち市から支払われる委託料をいい、固定費及び変動費により構成される。

(2)　「運営・維持管理業務」とは、本業務のうち本施設の運営及び維持管理に係る業務をいい、その内容は別紙２「業務概要書」に記載される。

(3)　「運営開始日」とは、運営・維持管理業務が開始される日をいう。

(4)　「運営開始予定日」とは、平成21年７月１日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。

(5)　「運営期間」とは、事業者が運営・維持管理業務を行う期間で、運営開始日からその20年後の応答日の前日までをいう。

(6)　「運営費」とは、本施設の運営・維持管理業務の対価に相当する金額をいい、その内訳は別紙３「整備・運営委託料の支払方法」に示す。

(7)　「応募企業」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参加表明した単独の企業をいう。

(8)　「応募グループ」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参加表明した者で、複数の企業で構成されたグループをいう。

(9)　「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。

(10)「開場日」とは、運営期間において、本施設の管理事務所が業務を行っている日をいう。

(11)「各種事前調査」とは、本施設の設計、建設に関して事業者が行う、第11条第１項に規定される調査をいう。

(12)「確認」とは、事業者が市に書類の提出等をした場合、市がその内容を把握し良否を判断した行為をいう。ただし、市は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。

(13)「仮設資源一時保管施設」とは、建設期間中に、空きびん及び空き缶の一時保管を行う仮設施設をいう。

(14)「割賦払整備委託料」とは、整備委託料から出来高払整備委託料を控除した金額を元本とし、別紙３「整備・運営委託料の支払方法」の規定により算定される料金をいう。

(15)「可燃ごみ等」とは、市が搬入する可燃ごみ、破砕ごみ等及び市民搬入ごみの総称をいう。

(16)「関係者協議会」とは、本施設の設計、建設、運営及び維持管理に関する事項について、市及び事業者が協議するために設営する会議をいう。開催の決定は双方の申し出によるものとする。

(17)「基本協定」とは、市と落札者の間で平成［　］年［　］月［　］日に締結された［協定名］をいう。

(18)「協力会社」とは、落札者たる応募企業又は応募グループのうち、構成員以外の者

で、本事業の開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負う者をいう。

(19)「近隣地域」とは、環境影響評価における関係地域をいう。

(20)「契約金額」とは、本契約において整備・運営委託料に定める総額（支払予定額合計）をいう。

(21)「建設期間」とは、本件工事開始日から工事完工日までをいう。

(22)「建設工事前設計書」とは、本施設の建設工事に関して第16条に基づき事業者が市に提出して市の確認を受ける図書の総称をいい、別紙４「建設工事前提出図書概要」に記載された書類から構成される。

(23)「公金徴収業務」とは、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に従い、臨時市民搬入ごみの搬入者からごみ処理手数料を徴収する業務をいう。

(24)「工事開始日」とは、本件工事を開始する日をいう。

(25)「工事開始予定日」とは、本契約書締結日において本件工事を開始する予定日として関係者協議会で定められた日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。

(26)「工事工程表」とは、別紙４「建設工事前提出図書概要」における建設工事工程表で、市の確認を得たものをいう。

(27)「工事完工日」とは、市から事業者に本施設の完成確認書が発行された日をいう。

(28)「工事完工予定日」とは、平成21年６月30日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。

(29)「構成員」とは、落札者たる応募企業又は応募グループのうち事業者の株主たる者をいう。

(30)「工事現場」とは、事業用地のうち、本件工事が行われている場所、工事のための設備が設置されている場所、及び事業用地の搬出入口の周辺道路をいう。

(31)「国庫補助金交付要綱」とは、廃棄物処理施設整備（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱をいう。

(32)「固定費」とは、運営委託料のうち、可燃ごみ等、他工場焼却灰などの処理量に関係なく、本事業を運営及び維持管理する上で固定的に発生するものをいい、詳細は別紙３「整備・運営委託料の支払方法」に規定される。

(33)「ごみ処理施設」とは、本施設のうち、可燃ごみ等及び他工場焼却灰を処理する施設をいう。

(34)「事業提案書」とは、落札者が入札説明書等に従い市に提出した、本事業に関する提案が記載された書面の全ての総称をいう。

(35)「事業年度」とは、毎年４月１日から翌年の３月31日までをいう。

(36)「事業用地」とは、本施設を設置し、本事業を行うための土地である愛知県名古屋市緑区鳴海町字天白90番地他の土地をいう。

(37)「資源一時保管施設」とは、本施設のうち、空きびん及び空き缶の一時保管を行う施設をいう。

(38)「市民搬入ごみ」とは、市民が臨時に搬入する（以下「臨時市民搬入」という。）可燃ごみと、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）が搬入する可燃ごみの２形態をいう。

(39)「地元還元施設」とは、本施設のうち、地元住民がコミュニティ施設として利用する施設をいう。
(40)「地元地域」とは、関係３学区（片平、浦里（緑区)、笠東（南区)）をいう。
(41)「周辺住民」とは、周辺地域に居住する住民をいう。
(42)「周辺地域」とは、道路を挟んで隣接する地域をいう。
(43)「生活環境影響調査」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第３項に規定する一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査をいう。
(44)「整備委託料」とは、整備費のうち市から支払われる委託料をいい、割賦払整備委託料と出来高払整備委託料により構成される。
(45)「整備・運営委託料」とは、整備委託料及び運営委託料の総称をいう。
(46)「整備費」とは、本施設の設計・建設業務の対価に相当する金額をいい、その内訳は、別紙３「整備・運営委託料の支払方法」に示す。
(47)「設計図書」とは、別紙４「建設工事前提出図書概要」に定めた実施設計図書で、市の確認を得たものをいう。
(48)「設計・建設業務」とは、本業務のうち本施設の設計及び建設に係る業務をいい、その内容は別紙２「業務概要書」に記載される。
(49)「その他収入」とは、国庫補助金及び整備・運営委託料以外に、本施設の運転において生じた余剰電力、余熱、溶融スラグ、金属類等の事業者による売却等により生じる事業者の収入をいう。
(50)「第三者」とは、市及び事業者以外のものをいう。
(51)「他工場焼却灰」とは、市が搬入する市の他工場で発生する焼却灰及び飛灰固化物をいう。
(52)「出来高払整備委託料」とは、市が建設期間において事業者によるごみ処理施設の出来高に応じて事業年度ごとに事業者に支払う委託料をいう。
(53)「入札説明書等」とは、本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案)、基本協定書（案)、要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいう。
(54)「破砕ごみ等」とは、破砕工場において、不燃ごみ及び粗大ごみを破砕・選別し、金属などの資源を回収した後に排出される破砕不燃物及び破砕可燃物、及び破砕工場の故障等の場合に未処理のまま直接埋め立てることを極力回避する目的で補完的に処理する不燃ごみの総称をいう。
(55)「引渡予定日」とは、事業者が第35条に基づいて本施設を市に引き渡す予定の日であり、平成21年６月30日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
(56)「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの（入札説明書等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。ただし、法令等の変更は

「不可抗力」に含まれないものとする。

(57)「副生成物」とは、本施設での処理に伴い発生する溶融スラグ及び溶融飛灰をいう。

(58)「閉庁日」とは、市条例で定めた市の休日をいう。

(59)「変動費」とは、運営委託料のうち、可燃ごみ等及び、他工場焼却灰、及び溶融飛灰処理量の変動に応じて変動するものをいい、詳細は別紙３「整備・運営委託料の支払方法」に規定される。

(60)「法令等」とは、条約、法律、法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

(61)「法令等変更」とは、法令等またはその解釈が制定、変更又は改廃されることをいう。

(62)「本業務」とは、本事業を構成する業務をいい、設計・建設業務及び運営・維持管理業務からなる。

(63)「本件工事」とは、本事業における本施設の建設工事をいう。

(64)「本施設」とは、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき事業者が事業用地に整備する施設、及び設備の全てをいい、ＰＦＩ法に規定される公共施設等として位置づける。

(65)「緑資源センター」とは、仮設資源一時保管施設の設置までの間、空きびん及び空き缶の一時保管を行う施設をいう。

(66)「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を事業者に融資する金融機関をいう。

(67)「溶融不適物」とは、本施設において溶融処理を行うことが困難又は不適当と判断される廃棄物をいう。

(68)「落札金額」とは、落札者が入札説明書等に従い、入札し、落札した金額をいう。

(69)「落札者」とは、応募企業又は応募グループのうち、審議委員会による最優秀提案者の選定を受けて市が決定した［入札参加者名を記入］をいう。

第２章　総則

（目的）

第２条　本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重）

第３条　市及び事業者は、本事業が一般廃棄物処理施設としての公共性を有し、いわゆるＰＦＩ事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第４条　本事業は、別紙５「事業日程表」に従って実施されるものとする。

（本事業の概要）

第５条　本事業は、本施設の設計及び建設、本施設の完工時における本施設の所有権の市への譲渡、本施設の運営及び維持管理並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるもの（以下、単に「本事業」という。）とし、その内容は別紙２「業務概要書」に規定するものとする。

２　事業者は、本業務を本契約、入札説明書等及び事業者の提案に従って遂行しなければならない。

３　本施設の名称は、名古屋市鳴海工場とする。

４　本契約、入札説明書等及び事業提案書の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

５　入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

（事業者の資金調達）

第６条　本事業について、事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、国庫補助金、整備・運営委託料及び本契約において定められている市が負担すべきその他の費用を除き、事業者が負担するものとし、本事業に関する事業者の資金調達は、国庫補助金交付要綱及び本契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者が自己の責任において行うものとする。なお、市は、第91条に規定する融資機関との協議等、事業者の資金調達のために合理的な協力を行うものとする。

（事業者）

第７条　事業者は、本事業の遂行を目的として商法（明治32年３月９日法律第48号、その後の改正を含む。）の規定に基づき設立される株式会社であるものとする。

２　事業者は市の事前の承諾なく、本事業及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

（許認可、届出等）

第８条　事業者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、その責任及び費用において許認可を申請し、これを取得し又は届出を行い、これを維持するものとする。許認可等には、本業務の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の登録あるいはその実施権の取得も含まれるものとする。

２　本業務遂行に関連して、事業者又はその構成員が単独又は共同でなした発明、考案又は創作については、事業者は直ちにこれを書面にて市に通知するものとし、かつ自ら又は構成員をして積極的に特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権を出願し又は出願させるよう努力するものとする。

３　事業者は、一般廃棄物処理を行うために必要な許認可等を、その責任及び費用において取得し、維持するものとする。

４　事業者は、国庫補助金申請に係る整備計画書の提出等の諸手続を行い、国庫補助金の申請を行うものとする。この場合、市及び事業者は、十分な調整を図り、市は事業者に対して必要な支援を行うものとする。

５　国庫補助金制度の改正により補助率、補助対象範囲等の変更が生じ、国庫補助金が本契約締結時に予定された交付額より増減されることとなった場合、市及び事業者は、その増減相当額につき、整備委託料が増減されるよう整備委託料を改定するものとする。なお、国庫補助金の増減額により事業者による資金調達における金利支払が増減する場合、その増減分及び事業者において生ずる合理的な金融費用は市が負担するものとする。

６　前項の場合を除き、国庫補助金が本契約締結時に予定された交付額より増減されることとなった場合には、市及び事業者は、その増減相当額につき整備委託料が増減されるよう整備委託料を改定するものとする。国庫補助金の増減額により事業者による資金調達における金利支払が増減する場合の当該増減分及びその他事業者において生ずる費用は自らが負担するものとする。

７　事業者は、国庫補助を受けた施設の所有権を移転するため、本施設の完工確認後、市への引き渡しの際に、財産処分にかかる申請手続を行わなければならない。

（事業用地の使用）

第９条　市は、本事業実施のため、工事開始日までに別途締結する土地使用貸借契約（以下「本土地使用貸借契約」という。）に従い事業者に対して事業用地を解体工事後の原状のまま無償貸与するものとし、本土地使用貸借契約は別紙６「土地使用貸借契約様式」と実質的に同一の内容のものとする。

２　事業者は、前項に基づく事業用地の使用期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。

３　事業者は、事業用地に投じた用地造成のための費用、補修費等の必要費、改良費等の有益費及びその他の費用を支出したときでも、本契約又は本土地使用貸借契約に特段の定めのある場合を除き、整備・運営委託料以外に何ら市に支払いを請求しないものとする。ただし、事業用地の瑕疵を原因として事業者が支出した費用についてはこの限りではない。

（関係者協議会）

第10条　市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、市及び事業者により構成する関係者協議会を設置するものとする。関係者協議会の組織、構成メンバー、権限、運営等については、別途市及び事業者の間で覚書を取り交わすものとする。

第３章　事前調査等

（事前調査等）

第11条　事業者は、自らの責任及び費用において、本施設の設計・建設を実施するにあたり、本契約締結後、次の各号に掲げる各種事前調査を行うものとする。事業者は、各種

事前調査を行う場合には、市に事前連絡するものとする。

(1) 本施設の建設の為に必要な測量調査

(2) 本件工事が近隣に与える影響（工事用車両進入路の確保も含む。）

(3) 本施設の設置に伴う近隣への影響（テレビ電波受信障害対策（以下「電波障害対策」という。）を含む。）

2　市が本契約締結前に、あらかじめ事業者に本施設の事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、大型の地中障害物等が発覚するなど、事業者が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が各種事前調査、その他により判明した場合、これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については、第９条に基づいて市と事業者がすみやかに協議して定めるものとする。

（土壌汚染対策）

第12条　事業者は、自らの責任において、入札説明書等に記された事業用地の一部について土壌汚染対策工事を行うものとし、費用負担については別紙３「整備・運営委託料の支払い方法」の規定に従うものとする。

2　本施設の完工までに市が本事業の入札手続において提供した事業用地に関する調査資料において明示されていない事業用地の土壌汚染に起因して、設計又は建設工事の変更をする必要性が生じた場合には、事業者は市に対しかかる変更の承諾を求めることができる。

3　市は、前項の設計若しくは建設工事の変更、又は当該汚染の除去修復に起因して事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びその証憑類を添えて市に請求するものとする。

4　市又は事業者は、双方いずれかによる調査の結果、新たに汚染土壌の存在が明らかになった場合には、平成15年環境省告示第20号及びダイオキシン類対策特別措置法等により、事業者が当該汚染土壌を適正に処理するものとするが、その処理方法及び負担割合については、別紙３「整備・運営委託料の支払方法」の規定にかかわらず、改めて市と事業者で協議を行うものとする。

第４章　本施設の設計

（本施設の設計）

第13条　事業者は、本契約締結後すみやかに、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでのその他の提出書類、並びに市及び事業者間の合意事項に基づき、前章に定める事前調査結果を踏まえ、自己の裁量及び責任において、本施設の設計を行うものとし、かつ、第16条に規定する書類を提出するものとする。

2　事業者は、本施設の設計に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

3　事業者は、本施設の設計に関する全ての責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含む。）を負うものとする。

4　市は、必要があると認める場合、事業者に対して、設計の進捗状況の報告書、設計図

書等の提出を求めることができるものとし、事業者は、この求めに応じなければならない。

（設計の変更）

第14条　市は、必要があると認めるときは、事業提案書において意図された設計の範囲内で書面により本施設の設計の変更（設計条件の変更も含む。以下同じ）を事業者に対して求めることができる。

２　前項に規定する場合において、本施設の整備費あるいは運営費につき追加的な費用が発生したときには、市が当該追加的費用相当額を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、当該設計変更が事業者の責めに帰する事由に基づく場合（事業者の作成した別紙４「建設工事前提出図書概要」の不備又は瑕疵による場合を含むが、これに限定されない。）は、市が建設工事前提出図書を確認したか否かに関わらず、事業者がその費用を負担する。

３　市及び事業者は、第１項の規定による設計の変更に関し、協議を行う場合、工期の変更の要否、運営開始予定日の変更の有無及びその他関連する事項について定めるものとする。

４　事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、本施設の設計変更を行うことはできないものとする。

５　前項に従い事業者が市の事前の承諾を得て本施設の設計変更を行う場合、当該変更により追加的な費用が発生したときは、事業者が当該追加分を負担するものとする。

６　市及び事業者は、第１項又は第４項に基づく設計変更により整備費又は運営費が減少した場合には、それぞれ整備委託料又は運営委託料からかかる減少分相当額が減額されるよう整備委託料及び運営委託料を改定するものとする。

（法令変更等による設計変更）

第15条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、消防法等の法令の改正により、本施設の設計変更が必要となった場合、当該変更に要する費用は市が負担する。

２　前項に基づく設計変更に起因する、建設業務、運営・維持管理業務、及び資金調達に係る事業者において生ずる合理的な損害及び費用は市が負担する。また、かかる設計変更に起因して整備費または運営費の減少が生じた場合は、それぞれ整備委託料又は運営委託料からかかる減少分相当額が減額されるよう整備委託料及び運営委託料を改定するものとする。

３　第１項に基づく変更に起因して本施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、市及び事業者は協議の上、引渡予定日を変更することができる。

（設計の完了）

第16条　事業者は、市との協議により定める日までに本施設の建設について設計を完了させ、別紙４「建設工事前提出図書概要」を市に提出し、確認を受けなければならない。

２　市は、前項の規定に基づき提出された建設工事前提出図書が本契約、入札説明書等、事業提案書及び関係法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、

事業者に対して当該建設工事前提出図書を確認する旨又は違反等があるため確認しない旨を当該違反等を指摘して通知するものとする。

3　前項の通知を受けた後７日以内に、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。市は、かかる協議の結果に基づき建設工事前提出図書の変更が必要と判断した場合には、事業者に対して設計変更の指示を行う。また、前項の通知後７日目までに事業者が市に対して協議を申し入れなかった場合には、市が当該日をもって事業者に対して設計変更の指示を行ったものとみなす。

4　事業者は、前項により市が設計変更の指示を行った日から30日以内に、自らの責任及び費用をもって建設工事前提出図書又は設計を変更し、市の確認を受けなければならない。

5　前項の手続に起因して本件工事の遅延が見込まれる場合、第４条に規定する運営開始時の変更は、第27条の規定に従うものとする。

第５章　本施設の建設

第１節　総則

（本施設の建設）

第17条　事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書並びに設計図書に従い、本件工事を施工するものとする。

2　事業者は、本施設を完成するために必要な全ての手段について、自らの責任において定めるものとする。

3　本件工事の開始にあたっては、次に掲げる要件が全て満たされていなければならないものとする。

(1)　本施設の建設を開始するために必要な許認可が、事業者の責任において取得されていること。

(2)　事業者は、工事の施工開始前において、市に対して施工体制を報告すること。

4　本件工事の開始後に施工体制の変更がなされた場合、事業者は直ちに市に対してかかる変更を報告するものとする。

（工事工程表等）

第18条　事業者は、第16条に基づき市が確認した建設工事前提出図書に従って工事工程表を作成し、市の確認を受け、これに従って工事を遂行するものとする。

2　事業者は、本施設の工期中、工事現場に常に工事記録を整備しなければならない。

3　市は、事業者から建築業法（昭和24年法律第100号）第24条の７に規定する施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

（第三者への委託等）

第19条　事業者は、本施設を建設するに当たり、事前に市に通知し、承諾を得た場合に限り、本件工事に係る各種事前調査又は本施設の設計若しくは施工の全部又は一部を第三

者に委託し又は請け負わせる（以下「委託等」という。）ことができるものとする。ただし、委託等される者が構成員又は協力会社の場合は、かかる市の事前の承諾は不要とし、事業者による市への事前の通知により委託等を行うことができるものとする。

2　事業者は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、当該各種事前調査又は本施設の設計若しくは施工の一部について当該第三者がさらに他の第三者に委託等するときは、市に対して、事前にその旨を通知しなければならない。

3　前二項の規定に基づく第三者への委託等は、全て事業者の責任において行うものとする。

4　事業者は、委託等を行う第三者を変更する場合、前三項の規定に従うものとする。

（事業者による工事監理者の設置）

第20条　事業者は、本件工事に着手する前に、自らの責任及び費用により事業実施場所に工事監理者を設置し、設置後すみやかに市に対して当該設置に係る事実確認を証する書類を提出するものとする。

2　前項の工事監理者は、本施設の建設業務を行う者と同一のもの又は資本面若しくは人事面において関連のあるものであってはならない。

3　事業者は、市が要請したときは、工事監理の状況を随時報告するものとする。

4　事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

（工事現場の安全管理）

第21条　事業者は、工事現場における安全管理及び警備等に努めるものとする。

2　本件工事の施工に関し、事業者、構成員若しくは協力会社の労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力事由又は市の責めに帰すべき事由に起因する追加費用として市が負担するべき場合を除き、当該追加費用は事業者が負担する。

（建設に伴う周辺調整及び住民対応）

第22条　事業者は、本契約締結日から建設工事の着工までの間に、自己の責任及び費用において、本件工事により周辺住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的に要求される範囲の内容について周辺住民との調整（以下「周辺調整」という。）を実施する。

2　前項に定める周辺調整の実施について、事業者は、市に対して事前に内容を報告するとともに、その結果について報告するものとする。

3　事業者は、市の承諾を得ない限り、周辺調整の不調を理由として別紙２「業務概要書」で示された業務内容の変更をすることはできない。

4　周辺調整の結果、事業者に生じた費用（工事完工予定日が変更されたことにより発生する費用も含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、市が設定した条件に直接起因するものについては市が負担するものとする。

5　市は、本事業全般にわたって住民対応の窓口となるものとする。対応策の実施については、建設期間中は事業者が合理的な範囲でこれを実施するものとし、その範囲につい

ては市及び事業者で協議の上定めるものとする。
6　市は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処するものとする。これを理由として事業継続が困難になった場合、第85条の規定が準用されるものとする。
7　前二項の規定に関わらず、事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、事業者は、市に対して、直ちに内容を報告するとともに、事業者自身で責任をもってこれに対処し、その結果について市に報告するものとする。ただし、事業者は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて市に対して協議を申し入れることができるものとし、市は合理的な範囲で事業者に必要な協力を行うものとする。

（ユーティリティの確保）
第23条　事業者は、自らの責任と費用において、入札説明書等に従い本業務を行うために必要な電力、ガス、水道、電話の確保及び下水道への接続を関係者と十分な調整の上、行うものとする。

（仮設施設の整備等）
第24条　事業者は、別紙４「建設工事前提出図書概要」に従って、本件工事に先立ち、事業用地内にすみやかに仮設資源一時保管施設及び仮設の収集車駐車場（以下「仮設施設」と総称する。）を設置した上、当該仮設施設を無償で市に使用させるものとする。なお、当該仮設施設の整備に係る対価は、整備・運営委託料の施設整備にかかる対価に含まれるものとする。
2　市は、善良なる管理者の注意義務をもって、自らの責任と費用において、仮設施設を運営及び維持管理するものとする。仮設施設の運営及び維持管理に関して市の責めに帰すべき事由により事業者において生ずる一切の損害、損失及び費用は、市がこれを負担するものとし、その支払い方法は、市と事業者との協議により決定するものとする。
3　第１項の仮設施設の設置を行った後、事業者は、緑資源センターを解体撤去するものとする。
4　事業者は、新設の資源一時保管施設の建設後、仮設施設をすみやかに解体撤去するものとする。

第２節　市による工事確認

（市による説明要求及び建設現場立会い等）
第25条　市は、工事施工時のモニタリングとして事業者に対する事前の通知により、本施設が設計図書に従い建設されていることを把握するため、本施設の建設状況その他について、事業者に説明を求め、又は事業用地内に立ち入り建設状況を自らの費用で立会いの上、把握することができるものとする。
2　事業者は、市が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
3　事業者は、本施設の建設の進捗状況に関し、市に報告するものとする。

（中間確認）

第26条　市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、工事施工時のモニタリングとして必要な事項に関する中間確認を自らの費用で実施する。この場合、その内容について、事前に市及び事業者で協議するものとする。

２　市は、中間確認の結果、建設状況が本契約、設計図書及び本契約締結に至るまでの合意事項、提案書類の内容に客観的に相違があると合理的に判断した場合、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従うものとする。

第３節　工期又は工程の変更

（工期又は工程の変更）

第27条　市又は事業者は、工期又は工程の変更が必要となる恐れが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。

２　市及び事業者は、前項の通知の後すみやかに、工事完工予定日までに本施設が完工できるような方策について協議するものとする。

３　市又は事業者は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。

４　次に掲げる事由の発生を理由として、工事工程表に記載された工事工程に遅延が生じる場合には、市及び事業者の合意により、工事工程、工事完工予定日及び運営開始予定日を合理的な範囲で変更することができるものとする。

(1)　不可抗力の発生

(2)　第29条第１項に基づく、市の判断による工事中断

(3)　法令等の変更

(4)　本契約中において特に定める事由

(5)　前各号に定めるもののほか、市及び事業者が工期又は工事工程表に記載された工事工程の変更の必要があると認めた場合

５　本施設の一般廃棄物処理施設の設置許可申請の取得日が、取得予定日より遅れたこと等の許認可申請及び各種届出にかかる工期の変更は、事業者の責めに帰すべき事由による工期の変更とみなすものとする。

（工事完工の遅延による費用等の負担）

第28条　事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、工事完工日が工事完工予定日より遅れた場合は、その遅延に起因して工事完工日までに市が負担した増加費用及び工事完工予定日における本施設未完成部分相当額につき、遅延日数に応じ年3.6％の割合で計算した遅延損害金を市に支払うものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。また、市は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、事業者が市に対して有する整備委託料支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

２　事業者の責めに帰すべき事由によらずして、工事完工日が工事完工予定日より遅れた場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこ

れを支払うものとする。ただし、当該遅延が法令変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第80条又は第84条に定めるところの負担割合により算出される額は、事業者がこれを負担するものとする。

3　本契約の定めるところに従って工事完工予定日が変更された場合には、前二項の遅延損害金は、市と事業者とが合意の上変更した工事完工予定日よりも遅れたときに、発生するものとする。

（工事の中断）

第29条　市は、次に掲げる事項が発生した場合、かかる事態を直ちに解消することが不可能であると合理的に判断した場合には、事業者に対して工事の全部又は一部の施工の中断を指示することができる。この場合、事業者は、本件工事を中断し、市から中断の解除通知があるまで工事の全部又は一部の施工を再開することができないものとする。

(1)　事業者による本件工事の実施が本契約、入札説明書等、事業提案書、設計図書又は法令等に違反している場合

(2)　市が本件工事の保安上又は地元住民の健康上若しくは近隣地域の環境保全上、本件工事の中断が必要であると認めた場合

(3)　前二号の規定に定めるもののほか、本件工事を中断すべき緊急の事由が生じた場合

2　事業者は、自らの責めに帰さない事由により工事中断がなされている場合において、中断の原因たる事由が消滅したときは、市に対し工事中断の解消及び当該中断により生じる工事工程の見直し及び工事代金の変更について協議することができるものとする。この場合において、事業者は、当該協議にもかかわらず、市が90日以上工事の再開を通知しないときには、市に書面で通知して、本契約を解除することができるものとする。

3　事業者は、前項第二文に規定する場合、第75条第４項の規定を準用して、事業者が被った損害（前項に定める中断解消等に関する協議の開始日以降に事業者が負担した費用、本施設の出来高部分に相応する代金を含む。）の賠償を市に求めることができるものとする。

（本件工事において第三者に及ぼした損害）

第30条　事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合、当該損害額を当該第三者に対して賠償しなければならない。

2　前項以外の事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、市及び事業者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。

3　前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、市は、事業者からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。

第４節　本施設の完工及び引渡し

（事業者による試運転及び性能試験）

第31条　試運転及び性能試験は、次に定める要領により行うものとする。

(1)　事業者は、本施設の無負荷運転を確認し、試運転を行うに足る施設が整備された時点で、市にその旨通知するものとする。

(2)　事業者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転要領書及び性能試験要領書を作成し市の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転要領書及び別紙７「試運転及び性能試験に関する要綱」に従い、本施設のプラント部分の試運転を開始するものとする。

(3)　前号の試運転要領書及び性能試験要領書は、入札説明書等で必要とされている要件を満たすものでなければならない。

(4)　事業者は、試運転開始後、プラント部分の稼働が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときは、その旨を市に通知するものとする。

(5)　事業者は、前号の規定による通知を行った後、自らの費用負担により、性能試験要領書及び別紙７に従って、性能試験を行うものとする。なお、性能試験の詳細については、要求水準書のとおりとする。

（事業者による完成検査）

第32条　事業者は、自らの責任と費用において、性能試験終了後、本施設が設計図書に従い建設されているかどうか確認することを目的として、平成［　］年［　］月［　］日までに、本件工事の完工検査、並びに本事業の運営に必要な備品が整備されているかについての検査（以下、「完工検査」を含む概念として「完成検査」と総称する。）を行うものとする。ただし、市及び事業者は、第27条の規定により工事工程が変更された場合、当該期日の変更について協議するものとする。

２　事業者は、本施設の完成検査の日程を事前に市に対して通知するものとする。

３　市は、事業者が第１項の規定に従い行う完成検査へ自らの費用で立ち会うことができるものとする。

４　事業者は、完成検査の終了後、検査を受けた備品について、備品台帳に記入するものとする。

５　事業者は、完成検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

（市による本施設等の完工確認）

第33条　市は、事業者から前条第５項に規定する報告を受けた場合、本施設について、別紙４「建設工事前提出図書概要」に従った建設工事が行われていることを確認するため、報告を受けた日から14日以内に、別紙８「完工確認事項」に規定する事項につき完工確認を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

２　完工確認の具体的な方法は、事前に市と事業者との協議により定めるものとする。

３　市は、完工確認の結果、本施設の状況と、本契約、入札説明書等、事業提案書又は建設工事前提出図書の内容との間に相違があると合理的に確認した場合、文書により通知

し、事業者に対してその是正を求めることができる。事業者は、かかる通知を受けた場合、市に協議を申し入れることができる。市は、当該協議に基づき当該相違がないものと判断した場合には、通知時に遡って撤回するものとする。事業者がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とする。

4　前項の協議又は是正に起因して、本件工事の完工確認が工事完工予定日より遅れることが見込まれる場合には、第27条及び第28条の規定に従うものとする。

（市による完工確認書の発行）

第34条　市は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、事業者に対して完工確認書の発行を行うものとする。

(1) 第31条に規定する性能試験の合格又は第33条の規定に基づく確認を行い、本施設が別紙４「建設工事前提出図書概要」に従い建設されていること。

(2) 本契約、入札説明書等及び事業提案書に従い本施設の運営が可能であること。

(3) 事業者から市へ別紙９「完工時提出図書」が提出されていること。

(4) 事業者から市へ第37条に規定する運営・維持管理マニュアルが提出され、市の承諾を得ていること。

(5) 第40条に規定する運営・維持管理業務体制について市の確認を得ていること。

（本施設の引渡し）

第35条　事業者は、市が完工確認書を事業者に交付した場合、すみやかに本施設を市に引渡し、所有権を移転するものとする。このとき、本業務を行うために必要な電力、ガス、水道、電話、下水道等のユーティリティに関する所有権その他の権利を市へ移転するものとする。譲渡された本施設について、市が建物保存登記する場合、事業者はこれに協力するものとする。

2　市は、前項の引渡し以降においても、事業者が本施設の運営に必要な備品を本施設内又は事業用地上に置くことを認める。

（瑕疵担保責任）

第36条　本施設に瑕疵があるときは、市は、本施設の引渡しを受けてから別紙10「瑕疵担保」に規定された期間が経過するまでの間は、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補するよう文書により請求することができ、この場合事業者は直ちに修補を行うものとする。また、事業者が、同期間内に本施設に瑕疵を発見したときは、市に文書により通知するものとする。ただし、当該瑕疵が市の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りではない。なお、本施設において発生する不具合事象のうち、通常の経年的な劣化により生ずるものは本条の瑕疵には含まないものとする。

2　事業者は、前項の通知を受領した場合、市に対して協議を申し入れることができる。市は、当該協議に基づき瑕疵がないものと判断した場合には、前項の通知時に遡って撤回するものとする。事業者がかかる協議、瑕疵の有無の検討等に要した費用は、瑕疵の有無に関わらず事業者の負担とする。

3　事業者は、［プラント建設を担当する事業者の名称］あるいは［建築物の建設を担当

する事業者の名称］をして、瑕疵の修補をさせることができない場合には、第三者をして当該瑕疵を修補させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、第三者をして当該瑕疵を修補することができるものとする。

4　第１項及び第３項の場合、事業者は当該瑕疵に起因して市が被った一切の損害（前項ただし書きに基づき市が当該瑕疵を修補するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

5　事業者は、本条に基づく事業者の債務を市に対して保証する旨を規定した保証書を、［プラント建設を担当する事業者の名称］及び［建築物の建設を担当する事業者の名称］から徴収し、工事完工日までに市に差入れるものとする。

第６章　本施設の運営及び維持管理

第１節　総則

（マニュアルの提出及び承諾）

第37条　事業者は、本施設の運営開始予定日の60日前までに、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために必要なマニュアル（以下「運営・維持管理マニュアル」という。）を作成し、市に提出しなければならない。ただし、運営・維持管理マニュアルの作成にあたっては、市の方針や施策と整合を図ることに留意する。

2　市は、前項の規定に基づき提出された運営・維持管理マニュアルが本契約、入札説明書等、事業提案書及び関係法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理マニュアルを承諾する旨又は違反等があるため承諾しない旨を不適切な部分及び理由を指摘して通知するものとする。

3　前項の通知を受けた後７日以内に、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。市は、かかる協議の結果に基づき運営・維持管理マニュアルの変更が必要と判断した場合には、事業者に対して運営・維持管理マニュアルの変更の指示を行う。また、前項の通知後７日目までに事業者が市に対して協議を申し入れなかった場合には、市が当該日をもって事業者に対して運営・維持管理マニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。

4　事業者は、前項による市の運営・維持管理マニュアルの変更の指示を受けた日から14日以内に、自らの責任及び費用をもって運営・維持管理マニュアルを変更し、市の承諾を得なければならない。

5　前項記載の運営・維持管理マニュアルの変更、またはそれ以外の運営期間中における運営・維持管理マニュアルの改定若しくは変更にあたっては、第１項第２文の規定に従うものとする。

（運営・維持管理業務仕様書等の提出）

第38条　事業者は、運営・維持管理業務の開始にあたり、運営開始予定日の60日前までに、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項に基づき、運

営期間を通じた運営・維持管理業務仕様書を作成して、市に提出し、市の承諾を得なければならない。

2　事業者は、事業年度毎に、運営・維持管理業務の年間運営・維持管理業務計画書を作成の上、市に提出し、市の承諾を得なければならない。

3　運営・維持管理業務仕様書及び年間運営・維持管理業務計画書の記載事項については、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。

4　事業者は、要求水準書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書、運営・維持管理業務仕様書、年間運営・維持管理業務計画書（以下これらを総称して「業務仕様書等」という。）に従って運営・維持管理業務を実施するものとする。

5　市は、本施設と他工場との稼働に関する調整を行い、市全体の工場の年間計画及び３か月計画等の立案を行う。年間計画は前事業年度３月中に策定する。なお、他工場との調整は適宜行うこととし、事業者は、調整により決定した事項に従うものとする。

（本施設の運営・維持管理業務体制の整備）

第39条　事業者は、第35条に規定する本施設の引渡しに先立ち、本施設の運営・維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ運営・維持管理業務の実施に必要な、教育訓練、研修等を完了するものとする。

（市による本施設の運営・維持管理業務体制の確認）

第40条　事業者は、前条に規定する教育訓練、研修等を完了し、かつ運営・維持管理業務に関する提案水準に従って本施設の運営・維持管理業務を実施することが可能となった段階で、市に対して通知を行うものとする。

2　市は、事業者から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営開始に先立ち、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、本施設内に立ち入り調査し、事業者に報告を求めることができる。なお、事業者は、市による調査に最大限協力しなければならない。

3　前項に規定する確認の結果、市は、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、事業者に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して求めることができる。この場合において、市は、事業者に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができるものとする。

4　前項の場合において、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。

5　事業者は、運営・維持管理業務に従事するもの（以下「従事職員」という。）の名簿を市に提出し、従事職員の異動があった場合、その都度報告しなければならない。

6　市は、従事職員がその業務を行うのに不適当と認められる時は、その事由を明記して、事業者に対しその交替を請求することができる。

（遵守事項）

第41条　事業者は、運営期間を通じて、本契約、入札説明書等、事業提案書に従って、運営・維持管理業務を遂行しなければならない。

２　事業者は、運営期間を通じて、別紙11「環境保全基準」に規定する環境保全基準を遵守し、本事業を遂行しなければならない。
３　事業者は、運営期間を通じて、自らの責任と費用において、第37条に規定する運営・維持管理マニュアルに従って本施設の運転方法等を遵守しなければならない。
４　事業者は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設の運営・維持管理業務並びにこれに附帯する業務を実施しなければならない。
５　事業者は、運営期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行するものとし、市が事業者の本契約上の義務の不履行があることを合理的に確認した場合には、第54条に規定する業務不履行の手続きに従うものとする。

（労働安全衛生管理）
第42条　事業者は、本施設の運営期間を通じて、関係法令等を遵守し、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って、労働安全衛生の管理に努めなければならない。

（第三者への委託等）
第43条　事業者は、本施設の運営・維持管理業務を実施するに当たり、事前に市に通知し、市の承諾を得た場合に限り、本施設の運営・維持管理業務（ただし、公金徴収業務を除く。）の全部又は一部を第三者に委託等することができるものとする。ただし、第三者が構成員又は協力会社の場合は、かかる市の事前の承諾は不要とし、事業者による市への事前の通知により委託等を行なうことができるものとする。
２　事業者は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、本施設の運営及び維持管理について当該第三者がさらに他の第三者に委託等するときは、市に対して事前にその旨を通知しなければならない。
３　前二項の規定に基づく第三者への委託等は、全て事業者の責任において行うものとする。
４　事業者は、委託等を行う第三者を変更する場合、前三項の規定に従うものとする。

（運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害）
第44条　事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合、当該損害額を当該第三者に対して賠償しなければならない。
２　前項以外の事由により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、市及び事業者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。
３　前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、市は、事業者からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。

（本施設の運営及び維持管理に伴う住民対応）
第45条　市は、本事業全般にわたって住民対応の窓口となるものとする。対応策の実施に

ついては、運営期間中事業者が合理的な範囲でこれを実施するものとし、その範囲については市及び事業者で協議の上定めるものとする。

2　市は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処するものとする。これを理由として事業継続が困難になった場合、第85条の規定が準用されるものとする。

3　前二項の規定に関わらず、事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、事業者は、市に対して、直ちに内容を報告するとともに、事業者自身で責任をもってこれに対処し、その結果について市に報告するものとする。ただし、事業者は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて市に対して協議を申し入れることができるものとし、市は合理的な範囲で事業者に必要な協力を行うものとする。

（運営開始の遅延による費用等の負担）

第46条　事業者の責めに帰すべき事由によって、第28条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合、事業者は、運営開始予定日から実際に本施設の運営が開始された運営開始日までの期間（両日を含む。）において、市が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額につき年3.6％の割合で計算した遅延損害金を市に対して負担するものとする。また、市は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、事業者が市に対して有する整備委託料支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

2　事業者の責めに帰すべき事由によらずして、第28条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が法令変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち、法令変更によるときは第80条又は、不可抗力によるときは第84条の定めるところの負担割合により算出される額は、事業者がこれを負担するものとする。

3　本契約の定めるところに従って運営開始予定日が変更された場合には、前二項の遅延損害金は、市と事業者とが合意の上変更した運営開始予定日よりも遅れたときに、発生するものとする。

第２節　運営及び維持管理

（本施設の運営及び維持管理業務）

第47条　事業者は、本事業を滞りなく遂行できるように、関係法令等、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項に従って、運営・維持管理業務を実施するとともに、その機能を維持するために必要となる本施設の修繕、模様替え、改良等の適切な措置を講じなければならない。

2　事業者は、合理的な理由がある場合、市と協議の上、要求水準書、事業提案書又は第38条第１項に規定される運営・維持管理業務仕様書に規定された運営及び維持管理の方

法を変更することができる。この変更に起因して事業者の費用の増減が生じたときは、市及び事業者が協議の上、負担割合について定めるものとする。

3　市は、事業者に対し、要求水準書、事業提案書又は第38条第１項に規定される運営・維持管理業務仕様書に規定された運営及び維持管理の方法の変更を求めることができる。変更を求める場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について事業者の合意を得るものとする。

4　前項の変更が市の責めに帰すべき事由による場合で、この変更に起因して本施設の運営費につき追加的な費用（運営期間が延長されたことによる追加の費用を含むがこれに限定されない。）が発生したときには、市が当該追加費用を合理的な範囲で負担するものとする。

5　第３項の変更が市及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合で、この変更に起因して事業者に追加的な費用が生じたときは、双方協議の上、負担割合につき定めるものとする。

6　第２項又は第３項に基づいて本施設の運営及び維持管理の方法が変更され、これにより運営費が減少した場合、運営委託料からかかる減少分相当額が減額されるものとする。

（公金徴収業務）

第48条　事業者は、運営期間における公金徴収業務を受託し、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定、別紙12「公金徴収業務取扱規則」及び名古屋市会計規則等に従って、臨時市民搬入可燃ごみの処理手数料を徴収及び管理するものとする。

2　第43条の規定に関わらず、事業者は、前項に基づき委託された公金徴収業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

3　事業者は、第１項の履行のために公金徴収業務に係る管理責任者を事業者内部に設置し、適切に徴収・管理事務を遂行するものとする。

（業務報告）

第49条　事業者は、入札説明書等に基づき、運営・維持管理業務の履行結果を正確に記載した業務日誌、業務月報、四半期報告書及び年間報告書を、業務報告書（以下これらを「業務報告書」と総称する。）として作成する。業務報告書の記載事項は、第38条第１項に規定する運営・維持管理業務仕様書等をもとに、双方協議の上、定めるものとする。

2　事業者は、第１項に規定される四半期報告書を、四半期終了後すみやかに、市に対して提出するものとする。なお、第１四半期は４月から６月、第２四半期は７月から９月、第３四半期は10月から12月、第４四半期は１月から３月とする。

3　事業者は、第１項に規定される年間報告書を、当該事業年度終了後60日以内に、市に対して提出するものとする。

4　事業者は、前三項の報告のほか、事業用地の中で発生した事故、第三者又は周辺住民からの切迫した苦情等、当該苦情等への対応など、市への報告に緊急性を要する事項については、随時報告を行うものとする。

（本施設の修繕及び機器の更新）

第50条　事業者は、本契約、入札説明書等、事業提案書及び業務計画書等に従い、本施設の修繕及び機器の更新を、自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により本施設の修繕及び機器の更新を行った場合、市は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

２　事業者が施設の修繕及び機器の更新を行い、完工時提出図書に変更を及ぼす場合については、改定した設計図、施工図等の書面を市に対して提出し、確認を受けるものとする。

（ＩＳＯ認証の取得）

第51条　事業者は、運営開始日から２年以内に、運営・維持管理業務に関し、ＩＳＯ14001の認証を取得し、事業期間中維持することを要する。ただし、ＩＳＯの規格の変更により、これらの認証の取得又は維持に係る費用が増加し、市と事業者が別途合意する金額を超えることとなった場合には、かかる超過分は市の負担とする。

２　事業者は、前項に定める認証が運営開始日から２年以内に取得できなかった場合、その理由について市へ報告するとともに、市と協議を行い、認証取得予定期限を定めるものとする。なお、当該予定期限内に前項に定める認証を取得できなかった場合は、第54条第２項を適用することとする。

３　事業者は、第１項に定める認証を事業期間内に失った場合、すみやかに再取得するものとする。なお、一旦取得した認証を失ったことによる認証の再取得に係る費用などの追加費用は、事業者の負担とする。

（本施設見学者への対応）

第52条　事業者は、本施設の見学希望者の窓口となり受付を行うものとし、施設の運営の支障とならない限り、見学者への対応を行うものとする。市は、可能な範囲内で事業者に協力するものとする。

２　事業者は、施設見学者への説明等を行うとともに、見学者が安全に見学できるように配慮するなど、本施設の見学者の対応業務を適切に行うものとする。

３　事業者は、見学者への説明に必要な調度品類等を設置するとともに、事業概要を説明するリーフレット等を作成し、適宜見学者に配布するものとする。

（モニタリングの実施）

第53条　市は、自らの費用負担において、本施設の運営・維持管理業務に関して、要求水準書が規定するサービスが提供されていることを確認するため、別紙13「モニタリングの実施」に従い、定期的なモニタリング（以下「定期モニタリング」という。）を行うものとする。

２　市は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には随時、本施設の運営・維持管理業務について、運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め又は本施設においてその運営及び維持管理状況を立会の上確認することができるものとする（以下「随時モニタリング」という。）。

３　市は、事業者の機密事項に属する事項を除き、定期モニタリング及び随時モニタリング（以下「モニタリング」と総称する。）の結果を公表することができるものとする。

（業務不履行時の手続）

第54条　市は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本施設の安全性、環境保全その他の観点から、稼働停止の措置（以下「停止改善措置」という。）を取るものとする。なお、停止改善措置は、全炉を停止する場合（以下「停止改善措置（全炉停止）」という。）と、１炉のみが稼働している場合（以下「停止改善措置（１炉稼働）」の２つに分けるものとする。

① 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさず、本施設の停止措置が必要であると市が判断した場合。

② 本事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止措置が必要であると市が判断した場合。

また、事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、事業者の判断で本施設の全部又は一部を停止し、市が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行うものとする。

２　市は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本施設の稼働を継続しつつ改善措置（以下「継続改善措置」という。）を取るものとする。

① 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たしていないものの、本施設の稼働を継続できると市が判断した場合。

② 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できると市が判断した場合。

３　前二項により改善措置の通告対象となる事象は、次のとおりである。

(1) 環境基準の不遵守
(2) 機器・設備等の性能未達
(3) ガス漏れ等の重大事故
(4) 予定業務の未実施あるいは放棄
(5) 災害時の対策不良
(6) 安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生
(7) 溶融スラグの品質未達
(8) 計画処理量の大幅な未達
(9) その他市が改善の必要があると判断した場合

４　市及び事業者は、停止改善措置（全炉停止）、停止改善措置（１炉稼働）又は継続改善措置のそれぞれに応じて別紙14「業務不履行時等の措置及び運営委託料の減額方法」に規定する業務不履行による運営委託料の減額を含む手続を行うものとする。

第３節　可燃ごみ等及び他工場焼却灰の受入れ

（可燃ごみの受入れ及び管理）

第55条　市は、自らの責任と費用において、別紙15「可燃ごみ等及び他工場焼却灰の性状」に規定する性状の可燃ごみ等を事業者の指定する受入設備へ搬入するものとし、事

業者は、可燃ごみ等を、適切に管理するものとする。

（他工場焼却灰の受入れ及び管理）

第56条　市は、自らの責任と費用において、別紙15「可燃ごみ等及び他工場焼却灰の性状」に規定する性状の他工場焼却灰を事業者の指定する受入設備へ搬入するものとし、事業者は、他工場焼却灰を適切に管理するものとする。

（受入廃棄物の性状確認への協力義務）

第57条　市は、入札説明書等に記載された事業者の行う本施設の測定項目に加えて、自らの費用負担で可燃ごみ等及び他工場焼却灰の性状確認を行うことができる。このとき、事業者は、これに協力しなければならない。

第４節　処理対象物の適正な処理

（処理対象物の適正な処理）

第58条　事業者は、第55条及び第56条の規定に従い本施設に搬入された可燃ごみ等及び他工場焼却灰を、要求水準書に示された要件を満足するように、関係法令に従って適正処理を行わなければならない。

２　搬入禁止物及び溶融不適物の混入による損害が事業者に発生した場合は、事業者は市に対しその理由とその因果関係を記した書類を提出の上、損害の賠償を求めることができるものとする。

３　法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、増減する費用の金額は事業提案書中の数値を基準として、市及び事業者で協議して定めるものとする。

第５節　副生成物の活用等

（溶融スラグの活用等）

第59条　事業者は、別紙16「副生成物の活用等」に規定する品質に関する内容を遵守し、生成される溶融スラグの品質管理を徹底しなければならない。

２　事業者は、本施設で生成された溶融スラグを自らの責任と費用において有価で売却（以下「有効活用」という。）できるものとする。この場合、事業者は自ら適切な売却先を確保するものとするが運営期間中、市に通知して売却先を変更できるものとする。

３　品質試験により品質未達と判明した溶融スラグ又は事業者が有効活用しない溶融スラグは、事業者が運搬費相当額を支払い、各々を区分し、量を明確にして市へ引き渡すものとする。この場合、別紙16に規定する市の運搬費相当額を乗じた額を、運営委託料から減額する。ただし、市へ引き渡す溶融スラグの量の合計が、別紙16に規定する市への引き渡し量を超える場合には、当該超過分に対して、別紙16に規定する市の運搬費相当額の２倍の金額を乗じた額を運営委託料から減額するものとする。

４　市と事業者は、必要に応じて、協議により別紙16に定める品質基準を変更することができるものとする。

（溶融スラグの活用状況の確認）

第60条　事業者は、溶融スラグの活用先、活用量及び販売価格を第49条に規定する四半期報告書に記し、四半期毎に市へ報告するものとする。

２　市は、必要があると認める場合は、事業者に対して、溶融スラグの活用状況に関する報告を求めることができるものとし、事業者は、この求めに応じなければならない。

３　事業者の報告等により、生成された溶融スラグの品質について、事業者の運営・維持管理業務が不適切であると判断された場合、第54条の規定に従うものとする。

（溶融飛灰の引渡し等）

第61条　事業者は、別紙16「副生成物の活用等」に定める品質に関する内容を遵守し、本施設で生成された溶融飛灰を全量市へ引き渡すものとする。

２　前項の場合、溶融飛灰の引渡状態について、事業者は、市の指示に従うものとする。また、別紙16に定める品質に関する内容を遵守し、生成される溶融飛灰の品質管理を徹底しなければならない。

３　市は、溶融飛灰についてその有効活用あるいは処分についての責任を負うものとし、事業者は、溶融飛灰の有効活用について、市に必要な協力を行うものとする。

４　第１項の場合、別紙16に規定する市への引き渡し量を超えるときは、当該超過分に対して、別紙16に規定する市の運搬費相当額を乗じた額を運営委託料から減額するものとする。

（余熱利用）

第62条　事業者は、本施設を稼働することにより発生する余熱を、自らの責任と費用で活用することができる。この場合、事業者は、余熱の活用先、活用量及び販売価格を第49条に規定する四半期報告書に記し、四半期毎に市へ報告するものとする。また、市は、必要があると認める場合は、事業者に対して、余熱の活用状況に関する報告を求めることができるものとし、事業者は、この求めに応じなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、事業者は、隣接する名古屋市緑環境事業所へ無料で熱の供給を行わなければならない。ただし、本施設が稼働していない期間はこの限りではないが、事業者はかかる不稼働につき事前に市に通知するものとする。

３　事業者は、前項に規定する熱の供給のために、本施設で発生する熱エネルギーを利用して高温水を発生する設備を設置し、高温水管を名古屋市緑環境事業所境界付近まで敷設するものとし、その詳細については、市と事業者との間で協議の上決定するものとする。

（金属類の有効活用）

第63条　事業者は、金属類（鉄類及びアルミ類等）は再利用可能な金属として、事業者の責任と費用において有効利用するものとする。

第６節　緊急時の対応

（事故時等の措置）

第64条　事業者は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、第37条で規定される運営・維持管理マニュアルに従い、施設の緊急停止を含む被害を防止する措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じるものとする。

２　事業者は、前項に規定する事態が発生した場合、すみやかに市に通知するとともに、周辺環境への影響について調査しなければならない。その場合における費用負担については、市及び事業者で協議により帰責事由を明らかにした上、定めるものとする。

３　事業者は、第１項に規定する復旧措置を講じた場合、すみやかに市に通知するものとする。

４　本施設に関する重大な事故が発生した場合には、市は調査を遂行するために、市及び事業者以外の第三者（事業者の構成員及び協力会社を除く。）により構成される委員会（以下「事故調査委員会」という。）を設置することができる。

５　事業者は、名古屋市地震防災計画に従い、緊急防災マニュアルを、第37条に規定する運営・維持管理マニュアルの一部として、作成し提出するものとする。大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合、事業者は、予め作成した緊急防災マニュアルに従い、施設の停止を実施するとともに、市と十分な連携を図るものとする。

（容量超過に関する措置）

第65条　運営期間中、本施設の稼働停止、廃棄物処理能力の低下等の原因により、本施設において可燃ごみ等及び他工場焼却灰が受入ピット等の貯留又は保管の容量を超えるおそれが生じると市が判断した場合、これらを処理する代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を市が市内他工場と調整した上で、策定するものとする。この場合、事業者は、緊急代替処理方策の策定に合理的な範囲で協力しなければならないとともに本施設の稼働についても、最大限努力するものとする。

２　事業者は、前項に規定する場合、市の策定した緊急代替処理方策に従うものとする。

（一般廃棄物受入制約時の費用負担）

第66条　事業者は、自らの責めに帰すべき事由により第64条第１項の事態を招来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の追加費用を負担するものとする。

２　市は、自らの責めに帰すべき事由により第64条第１項の事態を招来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の費用を負担するものとする。

３　第64条第１項の事態が、市及び事業者のいずれの責めにもよらない場合、施設の運転再開のための修理費等の費用の負担は、市及び事業者で協議して定めるものとする。

第７章　整備・運営委託料の支払い

（整備・運営委託料の支払い）

第67条　市は、事業期間において、事業者に対し別紙３「整備・運営委託料の支払方法」

の規定に従い、整備・運営委託料を支払うものとする。
2　整備・運営委託料の計算は、出来高払整備委託料、割賦払整備委託料及び運営委託料の固定費相当分と変動費相当分に分割して計算するものとする。
3　市は、事業者に対して、別紙３の規定に従い、事業者の業務遂行の対価として、第70条第２項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内（以下「支払期限日」という。）に、整備・運営委託料を支払わなければならない。
4　事業者は、前項の規定による整備・運営委託料の支払いが遅れた場合においては、支払期限日の翌日（同日を含む。）から当該支払の完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、年3.6%の割合で計算した遅延損害金の支払いを市に請求することができるものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
5　本契約が第72条に定める契約期間前に終了した場合は、当該四半期の運営委託料は日割りで計算して支払うものとする。

（整備・運営委託料の改定）
第68条　前条第１項に関わらず、業務に対する整備・運営委託料の支払額は、別紙17「整備・運営委託料の改定方法」の規定に従って改定される。
2　市及び事業者は、別紙17に定める整備・運営委託料の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討するものとする。
3　前項の協議は、市又は事業者からの申し入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行うものとする。

（整備・運営委託料の返還）
第69条　業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、受領した整備・運営委託料のうち当該虚偽記載がなければ市が減額し得た金額相当額を、直ちに市に返還しなければならない。なお、市は事業者からの返還にかえて、未払いの整備・運営委託料からかかる返還額に相当する額を減額して支払うことができるものとする。
2　前項の虚偽の記載が意図的であることが判明した場合には、市は、返還相当額の２倍の額を整備・運営委託料から減額できるものとする。

（整備・運営委託料の請求の手続）
第70条　事業者は、各事業年度の四半期毎に当該四半期の終了後すみやかに、第49条に規定する四半期報告書を作成し、市の確認を受けるものとする。
2　事業者は、市の確認を得た後、これに基づいた整備・運営委託料の請求書を作成し、市に請求するものとする。
3　前項に基づく毎年第１四半期から第３四半期までの、市から事業者に対する整備・運営委託料の支払の総計が、処理量の変動により変動費部分の過払いとなっている場合には、市は第４四半期の支払額から当該過払い額を控除して支払うことができる。

第８章　契約保証

（契約保証）

第71条　事業者は、整備費の10分の１以上に相当する額を設計・建設期間における保険金額とし、事業者を被保険者とする履行保証保険の保険証券を工事開始予定日前までに市に提出した場合、市は、契約保証金の納付に代わる担保を提供したものとみなす。ただし、市は保険金支払請求権に対し、事業者の費用で質権を設定することができるものとする。

２　事業者は、運営期間中においては、契約保証の必要はないものとする。

第９章　契約期間及び契約の終了

第１節　契約期間

（契約期間）

第72条　本契約の契約期間は、本事業契約締結の日から平成41年６月末日までとする。ただし、運営開始が運転開始予定日から大幅に遅れた場合は、市及び事業者の合意により、本契約の契約期間は、運営開始日から20年に延長されるものとする。

第２節　事業者の債務不履行による契約の解除

（工事完工日前の契約の解除）

第73条　本件工事の完工日前において、次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

(1)　本件工事開始予定日を過ぎても事業者が本件工事に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2)　事業者の責めに帰すべき事由により工事完工予定日までに本施設が完工しないとき、又は市が、工事完工予定日経過後30日以内に本施設が完工する見込みがないと合理的に判断したとき。

(3)　事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(4)　事業者が自らの破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。

(5)　事業者につき破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。

(6)　事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

(7)　事業者が重大な法令等の違反をしたとき。

(8)　前七号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

２　前項により本契約を解除した場合、事業者は、市との合意がない限り、市に対して、整備費の10分の１に相当する違約金を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する

ものとする。

3　工事対象施設の出来高部分が存在する場合、市は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該取得代金の支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

4　前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買い取るものとする。

5　市は、第３項に基づき合格部分を取得する場合、事業者の市に対する当該取得代金債権と第２項に基づく市の事業者に対する違約金債権とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

6　第３項の規定にかかわらず、市は、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、事業者に対し、事業者の責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地を原状回復するよう請求することができる。事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、市は事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。

7　市が被った損害の額が第２項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

（工事完工日後の契約の解除）

第74条　本件工事の工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、市の通告にもかかわらず、事業者が本施設について、業務仕様書等に従った運営・維持管理業務を行わないとき。

(2) 事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

(3) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(4) 事業者が自らの破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。

(5) 事業者につき破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。

(6) 事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。

(7) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。

(8) 前七号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

２　前項により本契約を解除した場合、事業者は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定める割賦払整備委託料の償還表の残存価格の10分の１に相当する違約金を、市に対して支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

３　第１項により本契約を解除した場合、市は、事業者に対し、未払いの整備委託料及び運営委託料を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して払う場合は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定める割賦払整備委託料の償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。

４　市は、事業者の市に対する第３項に基づく整備委託料及び運営委託料債権と、市の事業者に対する第２項に基づく違約金支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定める割賦払整備委託料の償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。

５　運営・維持管理業務の開始後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷している場合、事業者は市に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊、若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が第３項に規定される未払いの整備委託料及び運営委託料を上回る場合には、市は、事業者に対して、事業者の責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地の原状回復を求めることができる。事業者が正当な理由なく相当な期間内に原状回復を完了しない場合は、市が代わって原状回復し、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。また、市は事業者のかかる原状回復費用支払債権と、第３項に基づく市の整備委託料及び運営委託料支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。

６　市が被った損害の額が第２項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

第３節　市の債務不履行による契約の解除

（市の債務不履行等による契約の解除）

第75条　事業者は、市が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.6%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を市に請求することができるものとする。

２　事業者は、市が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、市が事業者から請求書を受領した日から30日を経過しても支払いを行わないときには、市に書面で通知し本契約を解除することができる。

３　前項の規定に基づき、本件工事着手前に、事業者が本契約を解除したときには、市は、整備費のうち本契約の終了時までに事業者が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上

で、設計図書その他の成果物の引き渡しを受けるものとする。

4　第１項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、市は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査した上で、当該検査に合格した部分に相応する代金、工事開始日までに事業者が負担した費用、及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査にあたって市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、事業者に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

5　前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買い取るものとする。

6　第４項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、市は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

7　第１項の規定に基づき、工事完工日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、市は、事業者に対し、未払いの整備委託料及び運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定める割賦払整備委託料の償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。

8　本条の規定は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第４節　市による任意解除

（市による任意解除）

第76条　市は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して180日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。

2　前項の規定に基づき、本件工事着手前に、事業者が本契約を解除したときには、市は、整備費のうち本契約の終了時までに事業者が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に支払った上で、設計図書その他の成果物の引き渡しを受けるものとする。

3　第１項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、市は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査した上で、当該検査に合格した部分に相応する代金、工事開始日までに事業者が負担した費用、及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者

が被った損害額を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査にあたって市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、事業者に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

4　前項の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買い取るものとする。

5　第３項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、市は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

6　第１項の規定に基づき、工事完工日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、市は、事業者に対し、未払いの整備委託料及び運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定めた償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。

7　本条の規定は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第５節　本事業終了に際しての措置

（運営期間終了後の本施設の運営・維持管理）

第77条　市及び事業者は、運営期間終了の３年前に、運営期間終了後の本施設の取り扱いについて協議を開始するものとする。

2　市及び事業者は、前項に規定する協議の時点で、運営期間終了後も引き続き本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たしながら本施設を運営することができると判断し、かつ市が本施設による廃棄物処理を望む場合には、本契約終了時までに、運営・維持管理業務に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を市と事業者との間で新たに締結することができるものとする。

3　第２項に規定する委託契約を市と事業者が締結せず、市が本施設を継続して使用する場合、事業者は、運営期間終了までに、本施設の維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、適宜本施設の運営及び維持管理に関する記録、要領、申し送り事項その他資料を提供するほか、積極的に引き継ぎに必要な協力を行うものとする。また、備品については、事業者の責任と費用で整理することとするが、市及び事業者との協議により、必要に応じて市が買い取る場合もあるものとする。

（本事業終了に際しての措置）

第78条　事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合において、事業用地又は本施設内に事業者が所有又は管理する、工事材料、建設・業務機械器具、仮設物、什器・

備品その他のもの（以下「当該器材等」という。）を撤去するものとする。ただし、前条第２項による場合はこの限りでない。

２　市及び事業者は、前項に規定する場合、当該器材等の処置内容について協議するものとする。この場合、事業者は、必要な費用を負担するものとする。ただし、市の責めに帰すべき本契約の終了の場合には、撤去費用について損害賠償請求することを妨げない。

３　市は、第１項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき又は、事業用地から退去しない場合、事業者に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本施設の修復、片付け、事業用地から退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。

４　事業者は、第１項に規定する場合、土壌汚染に関する実地調査を、自らの負担により行うものとする。また、当該調査の結果若しくはその他により土壌汚染対策が必要とされた場合、事業者の責めに帰すべき事由による土壌汚染であるときは、土壌汚染対策費用は事業者の負担とする。なお、実地調査の内容及び土壌汚染対策の内容は、事前に市及び事業者との協議により定めるものとする。

第１０章　法令変更

（通知の付与）

第79条　本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本施設が設計図書に従い建設もしくは整備ができなくなった場合、本施設が本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業務ができなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知するものとする。

２　市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、当該市又は事業者は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

（協議及び追加費用の負担）

第80条　市が事業者から前条第１項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、すみやかに本施設の設計変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

２　前項の協議にかかわらず、法令変更の施行日までに本施設の設計変更及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙19「法令変更等の場合の費用分担規定」に記載する負担割合によるものとする。

（法令変更による契約の終了）

第81条　本契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合、本契約を解除することができる。

２　本件工事の工事完工日前に第１項に基づき本契約が解除された場合においては、市は事業者が設計・建設業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。また、解除時において工事対象施設の出来高部分が存在する場合、市は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

３　前項第二文の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買い取るものとする。

４　第２項第二文の規定にかかわらず、本施設の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、市は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

５　本件工事の工事完工日以後において第１項に基づき本契約が解除された場合において、市は未払いの整備委託料及び運営委託料を事業者に支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定めた割賦払整備委託料の償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、市は事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。

第１１章　不可抗力

（通知の付与）

第82条　本契約の締結後の不可抗力により、本施設が設計図書に従い整備ができなくなった場合又は本施設が本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業務の遂行ができなくなった場合並びに本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者は直ちにこれを市に対して書面又は口頭により通知し、その後すみやかにその内容の詳細と理由を記載した書面を市に対して提出しなければならない。

２　市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義

務が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

（不可抗力への対応）

第83条　不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合又は不可抗力により本施設への重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、運営・維持管理マニュアルに従った対応を行うものとする。

２　市は前条第１項に規定する通知を受けた場合、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

（協議及び追加費用の負担）

第84条　市が事業者から第82条第１項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するためにすみやかに協議しなければならない。

２　前項の協議の結果、市が、本施設の全部又は一部の稼働を継続可能と判断した場合には、市及び事業者は本施設の補修工事等の有無等につき協議する。なお、不可抗力が生じた日から14日以内に、補修工事等についての合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする。

３　前項で本施設の追加工事等の措置が必要になった場合又はその他の損害が事業者に生じた場合、市はかかる措置の費用及び損害（ただし、第86条の規定により付保された保険等によりてん補された部分を除いたものとする。）を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が善良なる管理者の義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを負担するものとする。

４　第２項の場合、不可抗力の発生後、本施設の全部が稼働するようになるまでの間、市は事業者との協議により固定費を見直し、必要金額を事業者に支払うものとする。

（不可抗力による契約の終了）

第85条　前条第１項の協議により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合又は本事業の継続に過分な費用を要する場合など、市が、本施設の稼働を停止すべき事由があると判断した場合には、市は事業者に対して通知した上で本契約を解除することができるものとする。

２　本件工事の工事完工日前に第１項に基づき本契約が解除された場合においては、市は事業者が設計・建設業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。また、解除時において工事対象施設の出来高部分が存在する場合、市は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとす

る。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

3　前項第二文の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買い取るものとする。

4　第２項第二文の規定にかかわらず、本施設の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、市は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

5　本件工事の工事完工日以後において第１項に基づき本契約が解除された場合において、市は未払いの整備委託料及び運営委託料を、事業者に支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は別紙18「割賦払整備委託料の償還表」に定めた割賦払整備委託料の償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、市は事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。

第１２章　その他

（保険）

第86条　事業者は、本件工事にかかる損失や損害に備え、建設期間中、別紙20「事業者が付保する保険」に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない。

2　事業者は、運営・維持管理業務にかかる損失や損害に備え、かつ第44条に規定する損害賠償に係る債務を担保するために、運営期間中、別紙20に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない。

3　事業者は、別紙20に規定する内容の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を市に通知し、その確認を得なければならない。

（公租公課の負担）

第87条　事業者は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税を負担するものとする。なお、市は、事業者に対して整備・運営委託料に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第２章第３節に定める税をいう。）を支払うほか、消費税率及び地方消費税率に係る法令変更にともなう増税分を支払う以外は負担しないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第88条　市及び事業者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。

２　事業者は、構成員の変更、事業者の合併、事業者による新株等の発行においては、市の事前の承諾を得なければならない。

（経営状況の報告）

第89条　事業者は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度の第２四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で市に提出しなければならない。

２　事業者は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度において半期ごとに、当該事業年度の財務書類（商法第281条第１項に定める計算書類）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から90日以内に、監査報告書とともに市に提出しなければならない。

（秘密保持）

第90条　市及び事業者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(1)　本事業に関して、事業者の株主及び融資機関に対し開示する場合。

(2)　前号のこれらの者に、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

(3)　本事業に関して市に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合

(4)　市が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合

２　以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

(1)　情報開示者から提供を受ける前に保有している情報

(2)　第三者から正当に入手した情報

(3)　情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

(4)　本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

３　事業者は、本事業を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令及び名古屋市個人情報保護条例を適用し、これらの規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

４　本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も５年間その効力を有するものとする。

（融資機関との協議）

第91条　市は、本事業に関して事業者が融資を受ける場合は、当該融資機関と直接協定締結の上、必要に応じて協議するものとする。

（株主構成の変更）

第92条　事業者の株式又は持分は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り、これを譲渡、担保設定その他処分することができるものとする。

（特許権等の使用）

第93条　事業者は、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。ただし、市が工事材料、施工方法、維持管理方法で指定した場合は、入札説明書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得べき場合を除き、市が責任を負う。

（著作権）

第94条　事業者から提出される事業提案書類について、その著作権は事業者に所属するものとするが、市は、本事業に関することに限り、事前に事業者に通知することなく、無償にてこれを利用することができるものとする。

第１３章　雑則

（準拠法）

第95条　本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第96条　本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第97条　本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、市及び事業者で協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。

（雑則）

第98条　本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、書面により行わなければならない。

２　本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、本契約、入札説明書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定め

るものとする。

3　契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

4　本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

5　本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

6　本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

7　本契約において「市及び事業者で協議」とは、必要に応じて市と事業者が関係者協議会において協議することを含むものとする。

別紙１　事業場所

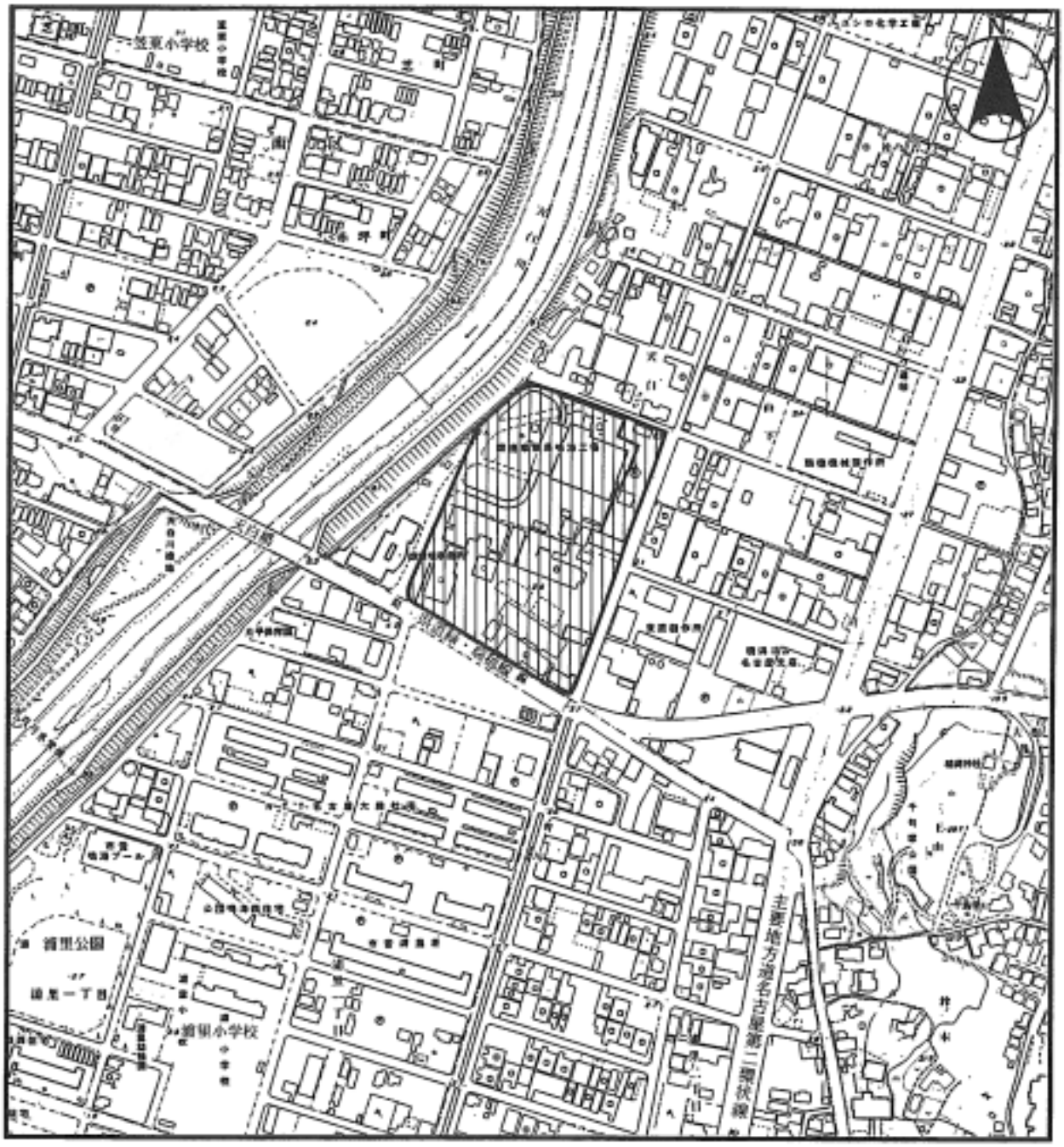

凡　例	
記　号	名　称
	事業予定地

1:5,000
0　100　200m

別紙２　業務概要書（第１，５，22条関係）

本事業は、以下の業務により構成される。

１．設計・建設業務

① 事前調査
② 本施設に係る設計
③ 国庫補助金申請手続
④ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
⑤ 生活環境影響調査
⑥ 環境影響評価手続（市で実施済みの部分を除く）
⑦ 着工準備（用地造成、インフラ整備、仮設資源一時保管施設の設置、緑資源センターの撤去等）
⑧ 土壌汚染対策（市で実施済みの部分を除く）
⑨ 本施設（地元還元施設、資源一時保管施設を除く）に係る建設工事
⑩ 地元還元施設の整備
⑪ 資源一時保管施設の整備
⑫ 電波障害対策
⑬ 緑地等の整備
⑭ 工事監理
⑮ 本施設の引渡し
⑯ 市が行う近隣対応への協力
⑰ その他これらを実施する上で必要な業務

２．運営・維持管理業務

① ごみ処理施設の運転管理
② ごみ処理施設の保守管理
③ 本施設（地元還元施設、資源一時保管施設を除く）及び緑地等の維持管理
④ 地元還元施設の運営及び維持管理
⑤ 資源一時保管施設の運営及び維持管理
⑥ 緑環境事業所への熱供給
⑦ 見学者への対応
⑧ 余熱の有効利用
⑨ 溶融スラグの有効活用及び市への引渡し
⑩ 溶融飛灰の市への引渡し及び有効活用の協力
⑪ 金属類の有効活用
⑫ ＩＳＯ14001環境マネジメントシステム認証の取得及び運用
⑬ 公金徴収業務
⑭ その他これらを実施する上で必要な業務

別紙３　整備・運営委託料の支払方法（第１，67条関係）

１．整備・運営委託料の構成について

（１）整備・運営委託料の構成

事業者が実施する設計・建設業務に相当する対価は、国から直接交付される「国庫補助金」と、市との契約に基づき支払われる「整備委託料」（「出来高払整備委託料」及び「割賦払整備委託料」で構成される。）で構成される。

また、運営・維持管理業務に相当する対価は、市との契約に基づき支払われる「運営委託料」と事業者自らの裁量により得られる「その他収入」で構成される。

なお、「整備委託料」及び「運営委託料」を総称して「整備・運営委託料」という。（下表参照）

表　事業者の収入及び整備・運営委託料の構成

<table>
<tr><th>業務名</th><th colspan="2">事業者収入</th><th>収受方法</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">設計・建設業務</td><td colspan="2">国庫補助金</td><td>国から事業者へ直接交付
建設期間に事業年度毎出来高払い</td><td>整備・運営委託料には含まない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">整備・運営委託料</td><td>出来高払
整備委託料</td><td>建設期間に事業年度毎出来高払い</td><td>・起債により調達
・物価変動による改定あり</td></tr>
<tr><td>割賦払
整備委託料</td><td>運営期間中に四半期毎支払い</td><td>・金利変動による改定あり
・事業量に応じて変動する費用あり
－土壌汚染対策費
－電波障害対策費
－ｲﾝﾌﾗ整備負担金
－計量管理装置費</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運営・維持管理業務</td><td>運営委託料
（固定費）</td><td>運営期間中に四半期毎支払い</td><td>・物価変動による改定あり
・減額措置あり</td></tr>
<tr><td>運営委託料
（変動費）</td><td>運営期間中に四半期毎処理量に応じて支払い（ただし、処理量の変動による委託料の調整は、第４四半期で実施）</td><td>・物価変動による改定あり
・３つの処理費より構成
－可燃ごみ等処理費
－他工場焼却灰処理費
－溶融飛灰処理費</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他収入</td><td>各需要者より</td><td>収入対象物
・余剰電力
・余熱
・溶融スラグ
・金属類　等</td></tr>
</table>

（２）設計・建設業務

１）設計・建設業務にかかる費用（整備費）

整備費は、次の費用を含むものとする。

ア．設計費
イ．土木建築工事費
ウ．プラント工事費
エ．工事監理費
オ．仮設資源一時保管施設整備費
カ．資源一時保管施設整備費
キ．地元還元施設整備費
ク．計量管理装置設置費
ケ．緑資源センター解体移設費
コ．インフラ整備費（電気、ガス、水道、下水道、電話）
サ．土壌汚染対策費
シ．電波障害対策費
ス．自然エネルギー活用対策費
セ．環境影響評価事後調査費
ソ．什器・備品等調達費
タ．各種調査・対策費
チ．各種手続・申請費
ツ．建中金利
テ．開業費
ト．金融手数料
ナ．その他必要な費用

２）国庫補助金

国庫補助金交付要綱に基づいて、整備費のうち補助対象事業費に対して補助率を乗じた金額が、事業者に直接交付される。支払いは、建設期間にわたり、出来高に応じて年度毎に行われる。なお、国庫補助金の算定対象となる費用は、国庫補助金交付要綱を参照すること。また、国庫補助金は、整備・運営委託料には含まれない。

３）出来高払整備委託料

出来高払整備委託料は、市が起債等により調達し、建設期間にわたり出来高に応じて国庫補助金の交付と併せて年度毎に支払われる。また、著しい物価変動があった場合、事業契約書（案）第68条第２項を適用する。

４）割賦払整備委託料

割賦払整備委託料は、次のＡとＢをあわせた額であり、設計・建設業務を行うことに対して市が事業者に支払う委託料とする。

Ａ　整備費から国庫補助金、出来高払整備委託料を控除した額（割賦元金）。
ただし、５）に記載のとおり事業量の変動に応じて増減する費用がある。
Ｂ　割賦元金を元本とし、事業者が提案する支払金利により80回の元利均等返済方式で算出される金利支払額（割賦金利）。

① 算定方法
ⅰ）第１回から第40回（平成21年７月から平成31年６月）
割賦元金の２分の１の金額を40回で元利均等払いする額と、割賦元金の２分の１に対する金利の合計。
ⅱ）第41回から第80回（平成31年７月から平成41年６月）
割賦元金の２分の１の金額を40回で元利均等返済する額。

② 支払金利
支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE ６か月 LIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレートである。
基準金利設定は、運営開始日の２営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）である。
また、本事業では基準金利の見直しを改定の基準日である平成31年７月１日の２営業日前に行うものである。
なお、提案価格における基準金利は、平成16年４月１日の基準金利である。

５）事業量の変動により費用が変化するものについて
割賦払整備委託料に含まれる費用のうち、土壌汚染対策業務、電波障害対策業務及びインフラ整備（電気、ガス、水道）業務にかかる費用は、事業量の変動に応じた支払いを行う。また、計量管理装置の設置にかかる費用は、設置に要した実費の支払いを行う。なお、当該費用は、運営開始日の２営業日前に確定することとする。

① 土壌汚染対策費
本施設の建設前に市が施設の解体工事に伴い実施した範囲以外の部分の汚染土壌を掘削し、管理型処分場へ搬出するなどの対策のために要する費用をいう。
契約金額は、5,000 ㎥の汚染土壌を処理することを前提として事業者から提案された金額を前提とする。ただし、事業者への支払いについては、提案された１㎥あたりの単価を基に、対策土壌量の前提値からの増減に応じた実費及びそれにかかる消費税額を支払うものとする。
なお、事業契約締結後、市又は事業者による調査の結果、新たに汚染土壌の存在が明らかになった場合には、平成15年環境省告示第20号及びダイオキシン類対策特別措置法等により、事業者が当該汚染土壌を適正に処理するものとするが、その処理方法及び負担割合については、前文の規定にかかわらず、改めて市と事業者で協議を行うものとする。

② 電波障害対策費

電波障害調査及び対策業務にかかる費用をいう。契約金額は、事業提案時の算定の前提条件である総額546,000,000円（対策戸数を3,000戸と想定した提案価格（税抜））とする。ただし、事業者への支払いについては、実際に電波障害調査及び対策に要した実費及びそれにかかる消費税額を市が支払うものとする。

また、電波障害に関する住民等の窓口は市が担当するものとし、対策箇所及び対策方法の特定も市が行うものとする。

なお、建設工事に起因し、一時的に発生する電波障害については、事業者の責任と費用負担により別途対策を講じること。

③ インフラ整備負担金

電気については、事業者が本施設を稼働するために必要な電力を確保するための工事に係る費用の一部を電気事業者に対し負担金として事業者が支払う。ただし、契約金額は、提案の前提条件である変電所からの地下埋設に要する費用400,000,000円（提案価格（税抜））とするが、事業者への支払額については、提案価格の範囲内で実際に事業者が電気事業者へ負担した実費及びそれにかかる消費税額とする。なお、電気事業者への負担金額は対応方法（工事内容）により異なるため、事業契約締結後、天白橋下に供架する方法を含め、検討を行うものとする。

都市ガスについては、中圧Ａ又は中圧Ｂの何れかを事業者の提案に応じて引き込むが、その選択によりガス事業者への負担金額が異なる。そのため、契約金額は、事業者の提案を前提とするが、事業者への支払額については、提案価格の範囲内で実際に事業者がガス事業者へ負担した実費及びそれにかかる消費税額とする。

水道については、敷設する水道管の規格により水道事業者（名古屋市上下水道局）への負担額が異なる。そのため、契約金額は、事業者の提案を前提とするが、事業者への支払額については、提案価格の範囲内で実際に事業者が水道事業者へ負担した実費及びそれにかかる消費税額とする。

いずれの費用についても、入札参加者は事業提案書提出の際に各インフラ関連事業者とよく協議を行った上で提案すること。

また、取引用電力量計（ＭＯＦ）及び下水道負担金についても考慮し、提案すること。

④ 計量管理装置設置費

計量機で計量したデータを処理する装置の設置に係る費用をいう。契約金額は、事業提案時の前提条件である100,000,000円（提案価格（税抜））とする。ただし、事業者への支払額については、提案価格の範囲内で実際に計量管理装置の設置に要した実費及びそれにかかる消費税額を市が支払うものとする。

6）償還表の作成

事業者は、国庫補助金、事業量の変動により変化する費用及び基準金利の確定後、運営期間における割賦払整備委託料の支払額について、別紙18「割賦払整備委託料

の償還表」に定める様式に従って記載した償還表を市に提出し、確認を受けるものとする。

（3）運営・維持管理業務

1）運営・維持管理業務にかかる費用（運営費）

運営費は、次の費用を含むものとする。

ア．人件費
イ．補修費
ウ．用役費（電気、ガス、水道、下水道、薬品、副資材、油脂）
エ．運搬費
オ．試験測定費
カ．地元還元施設運営費
キ．資源一時保管施設運営費
ク．ＩＳＯ認証取得、審査及び更新費用
ケ．ＳＰＣ事務経費
コ．保険料
サ．その他必要と考える費用

2）運営委託料

運営委託料は、事業者が本施設の運営及び維持管理業務を行うことに対して市が支払う委託料とする。なお、運営委託料は、「固定費」と「変動費」の２つに大別する。

① 固定費

「固定費」は、処理する可燃ごみ等及び他工場焼却灰の量の変動にかかわらず、事業を運営及び維持管理する上で、固定的に要する費用である。該当する費用は、次のとおりとする。

ア．人件費
イ．補修費
ウ．用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分
オ．試験測定費
カ．地元還元施設運営費
キ．資源一時保管施設運営費
ク．ＩＳＯ認証取得、審査及び更新費用
ケ．ＳＰＣ事務経費
コ．保険料
サ．その他必要と考える費用

② 変動費

「変動費」は、処理する可燃ごみ等の量、他工場焼却灰の量及び溶融飛灰の有効活用の量の変動により増減する本施設の運営及び維持管理に係る費用である。その内訳は、次のとおりとする。

ウ．用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用

エ．運搬費

サ．その他必要と考える費用

運営委託料の変動費は、可燃ごみ等処理費、他工場焼却灰処理費、溶融飛灰処理費ごとに、それぞれ次のような考え方に基づき算定する。

ⅰ）可燃ごみ等処理費

第１四半期から第３四半期の費用については、可燃ごみ等を、実際に処理した量（以下「実績処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される処理量（以下「計画処理量」という。）の４分の１を、事業者より提案された可燃ごみ等１トンあたりの処理単価（以下「可燃ごみ等処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第４四半期の費用については、可燃ごみ等処理単価に当該年度の実績処理量を乗じて、年間の可燃ごみ等処理費を確定した上で、第１四半期から第３四半期の費用を控除した調整額により算定する。

ⅱ）他工場焼却灰処理費

他工場焼却灰の場合については、可燃ごみ等の場合と同様に、第１四半期から第３四半期の費用については、他工場焼却灰の実績処理量にかかわらず、当該年度における計画処理量の４分の１を、事業者より提案された他工場焼却灰１トンあたりの処理単価（以下「他工場焼却灰処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第４四半期の費用については、他工場焼却灰処理単価に当該年度の実績処理量を乗じて、年間の他工場焼却灰処理費を確定した上で、第１四半期から第３四半期の費用を控除した調整額により算定する。

ⅲ）溶融飛灰処理費

運営・維持管理費のうち薬品代については、溶融飛灰を市が全量最終処分することを前提に事業提案を求めるが、市が有効活用（山元還元等）を行う場合、溶融飛灰をセメント固化するためのキレート剤及びセメントが不要になる。

そのため、これら薬品代の第１四半期から第３四半期の費用については、実際に溶融飛灰を山元還元等により有効活用した量（以下「有効活用量」という）にかかわらず、当該年度において計画された引き渡し量から市の有効活用量を引いた４分の１を、溶融飛灰を最終処分するために必要な１トンあたりの単価（以下「溶融飛灰処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第４四半期の費用については、溶融飛灰処理単価に当該年度の実際の引き渡し量から市の実際の有効活用量を引いた量を乗じて、年間の溶融飛灰処理費を確定した上で、第１四半

期から第３四半期の費用を控除した調整額により算定する。

なお、変動費算定の前提となる年間処理量は、可燃ごみ等11万5000トン、他工場焼却灰２万500トンとする。また、溶融飛灰の引き渡し量については、事業者の提案によるものとする。ただし、算定の対象となる処理量は、計量機での計測値とする（投入量ではない)。

［算定式］

運営委託料（変動費）
＝（A）＋（B）＋（C）

可燃ごみ等処理費（A）
＝（可燃ごみ等処理量）×（可燃ごみ等処理単価）

他工場焼却灰処理費（B）
＝（他工場焼却灰処理量）×（他工場焼却灰処理単価）

溶融飛灰処理費（キレート剤及びセメント相当分）（C）
＝｛(発生量）－（市が有効活用する量)｝×（溶融飛灰処理単価）

２．整備・運営委託料の支払いについて

市は、事業者に対し「出来高払整備委託料」、「割賦払整備委託料」、「運営委託料」を、市と事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

（１）出来高払整備委託料

建設期間の各年度末に、国庫補助金交付にかかる検査が完了した場合、すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して出来高払整備委託料を支払う。支払回数は、各年度１回とし、計４回支払う。

（２）割賦払整備委託料

事業者は、運営期間の各年度の７月１日以降（第１四半期相当分)、10月１日以降（第２四半期相当分)、１月１日以降（第３四半期相当分）及び４月１日以降（第４四半期相当分）に、市による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して整備委託料を支払う。

支払回数は、各年度４回とし、計80回支払う。ただし、運営初年度である平成21年度は第２四半期からの支払い、運営最終年度である平成41年度は第１四半期のみの支払いとなる。なお、１回あたりに支払われる割賦払整備委託料は、以下の算定式により算出される金額とする。

［算定式］

１回あたりの割賦払整備委託料 ＝　年度あたりの割賦払整備委託料　×　（１／４）

（３）運営委託料

市は、事業者の運営及び維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、運営委託料を支払う。

市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期（７月１日以降（第１四半期相当分)、10月１日以降（第２四半期相当分)、１月１日以降（第３四半期相当分)、４月１日以降（第４四半期相当分))に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内（閉庁日を除く）に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に対して運営委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して割賦払整備委託料とあわせて運営委託料を支払う。支払回数は、各年度４回とし、計80回支払う。

ただし、運営初年度である平成21年度は第２四半期からの支払い、運営最終年度である平成41年度は第１四半期のみの支払いとなる。１回あたりに支払われる割賦払整備委託料は、以下の算定式により算出される金額とする。

［算定式］

１回あたりの運営委託料 ＝　年度あたりの運営委託料　×　（１／４）

なお、運営委託料のうち、「変動費」については、提案の前提とした可燃ごみ等及び他工場焼却灰の計画処理量と実際の処理量が異なった場合、若しくは、市が溶融飛灰について山元還元等による有効活用を図り、最終処分する計画処理量と実際の処理量が異なった場合、当該年度の第４四半期の「変動費」で精算するものとする。ただし、運営最終年度である平成41年度は、第１四半期の「変動費」で精算するものとする。

注）各運営委託料の処理単位の「トン」は、小数点以下第３位を四捨五入し第２位までとする。また、「処理単価」は、百円単位とする。

（４）その他

市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の増額をもって行うことができる。また、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の減額をもって行うことができる。なお、損害賠償請求に関してはこの限りでない。

別紙４　建設工事前提出図書概要（第１，14，16，18，33，34条関係）

１．生活環境影響調査報告書

２．実施設計図書

（１）土木建築工事関係

① 土地造成設計図
② 建築意匠設計図
③ 建築構造設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの）
④ 建築電気設備設計図（同上）
⑤ 建築機械設備設計図（同上）
⑥ 外構設計図（同上）
⑦ 透視図（パース図）　　（異なる２視点から各１葉）
⑧ 各工事仕様書
⑨ 各工事計算書
⑩ 各工事積算内訳書（見積比較表を含む）
⑪ その他必要なもの

（２）プラント工事関係

① 設計図（実施設計において、市が必要と認めるもの）
② 工事仕様書
③ 設計計算書（実施設計において、市が必要と認めるもの）
④ 工事積算内訳書
⑤ 建設工事工程表（建築工事を含みＰＥＲＴ表示とする）
⑥ その他必要なもの

（３）その他

３．その他必要なもの

① 建設期間中の緊急防災マニュアル
（緊急防災情報が発表された場合の行動等を示したもの）
② 環境影響評価書の遵守を確認できる書類
③ その他

別紙５　事業日程表（第４条関係）

１．事業契約締結	平成17年３月
２．整備計画書提出	平成17年
３．設計・建設期間	平成17年７月～平成21年６月
試運転期間	建設期間中に180日以上
完成検査	平成［　］年［　］月［　］日まで
４．完工確認	平成［　］年［　］月［　］日まで
運営・維持管理業務仕様書の提出	運営開始予定日の60日前
運営・維持管理マニュアルの作成	運営開始予定日の60日前
５．引渡予定日	平成21年６月
６．運営期間	平成21年７月～平成41年６月
割賦払整備委託料の改定	平成31年７月
７．運営期間終了後の業務に関する協議開始	運営期間終了の３年前
８．事業期間の終了	平成41年６月30日

上記日程は予定とする。

別紙６　土地使用貸借契約様式（第９条関係）

土地使用貸借契約書

名古屋市（以下「市」という。）と［特別目的会社名］（以下「事業者」という。）は、土地の使用貸借について次のとおり契約する。なお、本契約で別段定義するものの他、本契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（目的）

第１条　市は、次の土地（以下「本件土地」という。）を、市及び事業者との間で平成［　］年［　］月［　］日付で締結された「鳴海工場整備・運営事業　事業契約書」（以下「本件事業契約」という。）第９条第１項に基づき、事業者が名古屋市鳴海工場を建設することを目的として事業者に無償で貸し付け、事業者は、この土地を借り受ける。

- 施設名　　名古屋市鳴海工場（以下「本施設」という。）
- 所在地　　名古屋市緑区鳴海町字天白90番地他［　　］
- 面　積　　［　　］㎡
- 使用箇所　　添付図面に表示された部分

（期間）

第２条　使用貸借の期間は、工事開始日から事業契約に定める工事完工日までとする。

２　市及び事業者は、本事業が事業者により継続されている間、本契約を解約できないものとする。

３　市は、第１項の規定にかかわらず、本事業の終了後においても市の本件事業契約上の支払義務が存続し又は本施設に市がその設定を承諾した第三者の制限物権が正当に存する場合には、本契約についてこれを一方的に解約しないものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第３条　事業者は、市の事前の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、質権その他の担保権を設定し、若しくは義務を継承させ、又は本件土地を転貸してはならない。

（使用上の制限）

第４条　事業者は、常に本件土地が公有財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意をもって使用、維持保全しなければならない。

２　事業者は、本件土地について本事業契約に基づかない、現状変更、建物その他の施設の新築若しくは増改築、その他の使用を行ってはならない。

（変更等承諾手続）

第５条　事業者は、本契約の定めるところにより市の承諾を必要とする行為をしようと

するときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、市に通知し、市の承諾を得なければならない。

２　前項の規定による事業者の通知に対する市の承諾は、書面によるものとする。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第６条　事業者は、本件土地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。事業者が本件土地の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、本件事業契約第30条の規定に従うものとする。

（補修義務等）

第７条　事業者は、本件土地の補修義務を負うものとする。

２　事業者は、本件土地についての補修費等の必要費、改良等の有益費、その他本件土地の使用に伴い要する費用を負担する。ただし、本件土地の瑕疵を原因として費用が発生した場合、当該費用は市が負担するものとし、詳細については本件事業契約に定めるところによるものとする。なお、不可抗力により費用が発生した場合は、本件事業契約第84条を適用するものとする。

３　第１項に規定する事業者の補修義務は、本件土地のうち、土地使用貸借契約締結以降に事業者が自ら改変した部分（土砂の入れ替えを含む。以下「改変部分」という。）とする。なお、土壌汚染の有無については、第10条第３項に規定する実地調査結果の比較により関係者協議会において、協議されるものとする。

（毀損の通知義務）

第８条　事業者は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに市にその状況を通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第９条　事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件土地を毀損した場合、自らの負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

（実地調査等）

第10条　市は、必要があると認める場合、使用貸借の期間中、本契約の内容について、市の職員をして、事業者に対し随時質問、その他本件土地について実地調査させ又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。ただし、改変部分以外について調査する場合の費用は、市の負担とするものとする。

２　事業者は、前項に規定する調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

３　事業者は、土壌汚染に関する実地調査を、本件土地の使用期間終了直前に、自らの負担により行うものとする。なお、実地調査の内容は、調査実施前に協議するものとする。

（本契約の終了）
第11条　理由の如何を問わず本件事業契約が終了した場合には、第２条の規定に関わらず、本契約も自動的に終了するものとする。

（損害賠償）
第12条　市及び事業者は、本契約上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（信義則）
第13条　市及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（定めのない事項等）
第14条　本契約に定めのない事項については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約に関し、疑義が生じた場合は、市及び事業者が協議して定めるものとする。

（契約の特約）
第15条　本契約において、特に注意すべき事項がある場合には、別に定めるものとする。

（管轄裁判所）
第16条　本契約について訴訟等が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、当時者両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名　古　屋　市
名古屋市長　　松原　武久　　印

事業者　　［住所］
［会社名］
［代表者名］　　印

別紙７　試運転及び性能試験に関する要綱（第31条関係）

１　試運転の要綱

(1)　試運転の期間は、次項に規定する性能試験を含め、180日程度とする。
(2)　市は、試運転期間中、必要な可燃ごみ等及び他工場焼却灰を、市の責任及び費用において、事業用地内の所定の位置まで搬入する。なお、搬入量は、市及び事業者で協議により定めるものとする。
(3)　市は、自らの費用負担により試運転に立ち会うことができるものとする。この場合、市は、事業者に事前にその旨を通知するものとする。
(4)　試運転中に生成される溶融スラグ、溶融飛灰及び金属類等（鉄類アルミ類等）は、関係法令等に従い、市の責任と費用において処分するものとする。
(5)　事業者は、試運転中に発生する余熱及び余剰電力により収益を上げてはならない。
(6)　事業者は、試運転終了後、市に試運転報告書を提出するものとする。

２　性能試験の要領

(1)　市は、性能試験期間中、運転に必要な可燃ごみ等及び他工場焼却灰を、市の責任及び費用において、事業用地内の所定の位置まで搬入する。なお、搬入量は、市及び事業者で協議により定めるものとする。
(2)　市は、自らの費用負担により性能試験に立ち会うことができるものとする。この場合、市は、事業者に事前にその旨を通知するものとする。
(3)　性能試験実施時の試験項目の計測及び分析は、事業者の費用負担とし、法的資格を有する公的機関又はそれに準ずる機関に依頼して実施するものとする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、市の確認を受けて適切な機関に依頼することができるものとする。
(4)　事業者は、性能試験の結果が要求水準書の性能保証値（以下「性能要件」という。）のいずれかを満たしていない場合、本項第６号に規定する市が本契約を解除する権利を行使したときを除き、自らの責任と費用において、必要な修補、改良、追加工事等を行い、性能要件の全てを充足させなければならない。
(5)　事業者は、前号に規定する修補、改良、追加工事等の作業が終了した場合、市にその旨を通知し、前項及び本項の規定に従って再び試運転及び性能試験を行い、以後、性能試験結果が性能要件を全て充足するまで同様の手続を繰り返すものとする。
(6)　性能試験の結果が性能要件を満たさなかった場合で、修補、改良、追加工事等に要する期間が180日以上又は市が客観的に許容できない長期間であると合理的に判断したときは、市及び事業者で協議するものとする。市は、当該協議において、その原因が事業者の責めに帰すべき事由であると確認された場合、第73条第１項第２号の規定に従い工事完工日前に契約を解除することができる。
(7)　性能試験中に生成される溶融スラグ、溶融飛灰及び金属類等（鉄類アルミ類等）

は、関係法令等に従い、市の責任と費用において処分するものとする。

(8)　性能試験の最終的な測定結果が得られ、市は、本施設が性能要件を満たしていると判断した場合、性能試験の合格とする。

(9)　事業者は、性能試験終了後、性能試験成績書を作成し、市に提出するものとする。

別紙８　完工確認事項（第33条関係）

［提案に応じて事業契約締結時までに決定する。］

別紙９　完工時提出図書（第34条関係）

１．建築本体工事

（１）完成図

・金文字製本（Ａ４版）
・見開き製本（見開きＡ１版）
・縮刷版見開き製本（見開きＡ３版）
・原図（第２原図も可）
・縮刷版原図

（２）施工確認図、見開き製本

（３）構造計算書、確認申請書

（４）検査及び試験成績書

２．建築機械設備工事及び建築電気設備工事

（１）完成図（工事中の施工確認図を含む）

・金文字製本（Ａ４版）
・見開き製本（見開きＡ１版）
・縮刷版見開き製本（見開きＡ３版）
・原図（第２原図も可）
・縮刷版原図

（２）取扱説明書

（３）機器台帳（記入済）

（４）機器履歴台帳

（５）検査及び試験成績書

（６）計算書

３．プラント工事

（１）完成図（工事中の施工確認図を含む）

・金文字製本（Ａ４版）
・見開き製本（見開きＡ１版）
・縮刷版見開き製本（見開きＡ３版）
・原図（第２原図も可）
・縮刷版原図

（２）取扱説明書

（３）機器台帳（記入済）

（４）機器履歴台帳

（５）検査及び試験成績書

（６）計算書

４．その他工事（外構工事、建築設備工事等）

（１）完成図（工事中の施工確認図を含む）

・金文字製本（Ａ４版）

・見開き製本（見開きＡ１版）

・縮刷版見開き製本（見開きＡ３版）

・原図（第２原図も可）

・縮刷版原図

（２）取扱説明書

（３）機器台帳（記入済）

（４）特許一覧表

（５）機器履歴台帳

（６）検査及び試験成績書

（７）計算書

なお、上記１から４の工事で特許を使用した個所について、「特許一覧表」を作成し、提出すること。

５．その他

（１）試運転報告書

（２）軽負荷運転報告書

（３）性能試験成績書

（４）運転成績書

（５）教育訓練実施報告書

（６）パンフレット（工場のあらまし）

（７）パンフレット（名古屋市鳴海工場）

（８）工事写真（サービス版）

（９）完成した工場の写真（キャビネサイズ）

別紙10　瑕疵担保（第36条関係）

１．建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）
引渡し後２年間とする。ただし、防水工事等については以下のとおりとする。

① アスファルト防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10年　保証
② 塗膜防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証
③ モルタル防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証
④ 躯体防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証
⑤ 合成高分子ルーフィング防水・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証
⑥ 仕上塗材吹き付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証
⑦ シーリング材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年　保証

２．プラント工事関係
引渡し後３年間とする。ただし、可動部分は２年間とする。

（注）可動部分とは、プラントを構成する各要素のうち、そのもの本来の機能を発揮させるために、機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。

［溶融炉耐火物等、上記によらない場合は、事業提案による。］

別紙11　環境保全基準（第41条関係）

事業者は、公害関係法令の規制を遵守し、さらに一部の規制基準については、下記の各種環境保全基準を遵守することとする。

１．排ガス基準

排ガス基準設計値

項　目	煙突出口濃度（乾きガス　$O_2$12%）
ばいじん	0.01 g/m^3_N以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下
窒素酸化物	25 ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m^3_N以下
水銀	0.03 mg/m^3_N以下
一酸化炭素	30 ppm 以下（4時間移動平均値） 100 ppm 以下（1時間平均値）
白煙防止条件	5℃、60%（相対湿度、地上部分において）

２．排水基準

（１）再利用水

洗煙排水（湿式洗煙装置より発生する排水）及び生活汚水（し尿）以外は、再利用することとする。再利用水の水質基準は、下記再利用水水質基準に示すとおりとする。

なお、再利用できなかった余剰水については、下水道放流水水質基準に示した下水道水質基準を満足させた上で下水道へ排出しても良い。

再利用水水質基準

項　　目	基　　準
生物化学的酸素要求量	10mg/ℓ 以下
化学的酸素要求量	10mg/ℓ 以下
浮遊物質量	10mg/ℓ 以下
その他	（２）に示す下水道水質基準

（2）下水道放流

下水道へ放流する排水は、下記の水質基準を満足すること。

項　　目		基　　準
温度		45℃以下
水素イオン濃度		5以上、9以下
生物化学的酸素要求量		600 mg/ℓ 以下
浮遊物質量		600 mg/ℓ 以下
沃素消費量		220 mg/ℓ 以下
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質量	鉱油類	5 mg/ℓ 以下
	動植物油脂類	30 mg/ℓ 以下
銅		3 mg/ℓ 以下
亜鉛		5 mg/ℓ 以下
全クロム		2 mg/ℓ 以下
フェノール類		5 mg/ℓ 以下
溶解性鉄		10 mg/ℓ 以下
溶解性マンガン		10 mg/ℓ 以下
カドミウム		0.1 mg/ℓ 以下
シアン		1 mg/ℓ 以下
有機りん		1 mg/ℓ 以下
鉛		0.1 mg/ℓ 以下
六価クロム		0.5 mg/ℓ 以下
砒素		0.1 mg/ℓ 以下
総水銀		0.005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン		0.3 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン		0.2 mg/ℓ 以下
四塩化炭素		0.02 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/ℓ 以下
チウラム		0.06 mg/ℓ 以下
シマジン		0.03 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ 以下
ベンゼン		0.1 mg/ℓ 以下
セレン		0.1 mg/ℓ 以下
フッ素		8 mg/ℓ 以下
ホウ素		10 mg/ℓ 以下
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/ℓ 以下

３．工場から発生する騒音の基準

工場の敷地境界線の垂直面上における等価騒音レベル（L_{eq}）を50dB 以下とする。民家との境界の垂直面上における等価騒音レベルを40dB 以下とする。

また、工場の敷地境界線上における工場騒音レベル（L_5）を50dB 以下とする。

４．工場から発生する振動の基準

敷地境界線上における工場振動レベル（L_{10}）を55dB 以下とする。

５．工場から発生する低周波音の基準

敷地境界線上におけるＧ特性音圧レベル（L_{G5}）を80dB 以下とするとともに、周辺生活環境に影響を与えないこととする。

６．工場から発生する悪臭の基準

（１）特定悪臭物質

１）敷地境界線における規制基準

敷地境界線における特定悪臭物質の濃度は、下記敷地境界線における規制基準の値とする。なお表中の○印は、「気体の排出口における規制基準」の対象物質である。

項　　目			基　　準
特定悪臭物質	アンモニア	○	1 ppm 以下
	メチルメルカプタン		0.002 ppm 以下
	硫化水素	○	0.02 ppm 以下
	硫化メチル		0.01 ppm 以下
	二硫化メチル		0.009 ppm 以下
	トリメチルアミン	○	0.005 ppm 以下
	アセトアルデヒド		0.05 ppm 以下
	プロピオンアルデヒド	○	0.05 ppm 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009 ppm 以下
	イソブチルアルデヒド	○	0.02 ppm 以下
	ノルマルバレルアルデヒド	○	0.009 ppm 以下
	イソバレルアルデヒド	○	0.003 ppm 以下
	イソブタノール	○	0.9 ppm 以下
	酢酸エチル	○	3 ppm 以下
	メチルイソブチルケトン	○	1 ppm 以下
	トルエン	○	10 ppm 以下
	スチレン		0.4 ppm 以下
	キシレン	○	1 ppm 以下
	プロピオン酸		0.03 ppm 以下
	ノルマル酪酸		0.001 ppm 以下
	ノルマル吉草酸		0.0009 ppm 以下
	イソ吉草酸		0.001 ppm 以下

２）気体の排出口における規制基準

気体の排出口における特定悪臭物質の濃度は、先述の表に○印で示した物質について、排出口における規制基準により算定した値以下とする。

次式により算出される流量による基準

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

q ： 流量（m^3N/h）
He ： 補正された排出口の高さ
Cm ： 敷地境界線における規制基準値

３）排出水の規制基準

排出水における特定悪臭物質の濃度は、排出水中における規制基準の値とする。

特定悪臭物質	$Q \leqq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leqq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	0.03 mg/ℓ 以下	0.007 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下
硫化水素	0.1 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
硫化メチル	0.3 mg/ℓ 以下	0.07 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
二硫化メチル	0.6 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下

注：Qは排出水量（m^3/s）

（２）臭気指数

１）敷地境界線における臭気指数

敷地境界線における臭気指数は、敷地境界における規制基準の値とする。

臭気指数	13以下

２）排出口から排出される臭気指数

気体の排出口における臭気指数は、排出口における規制基準の値とする。

臭気指数	27以下

７．粉じんの基準

排気口出口の粉じん濃度は、0.01 g/m^3N以下とする。

８．その他

煙突頂部における排ガスの流速及び温度の測定（換算計測）を行い、平常時において笛吹現象及びダウンウォッシュを生じないものとする。

その他、環境影響評価書の内容を満足させるものとする。

別紙12　公金徴収業務取扱細則（第48条関係）

［市と事業者の協議により、別途定める。］

別紙13　モニタリングの実施（第16，25，26，53条関係）

１．本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

（１）実施設計モニタリング

市は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が事業提案書に基づくものであり、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

（２）工事施工モニタリング

① 工事着手前

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

② 定期

市は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

③ 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理について確認を行う。

④ 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

（３）工事完成モニタリング

市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、市は、施設の引渡し前に事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

（４）運営・維持管理モニタリング

① 定期

市は、運営・維持管理マニュアル及び業務仕様書等のとおり運営・維持管理業

務が遂行されているか、四半期毎に本施設の立入調査及び業務報告書等により、業務の実施状況についてを確認する。

また、ＩＳＯ14001環境マネジメントシステムが適正に運用されているか確認を行う。

② 随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務の遂行について確認を行う。

また、停止改善措置や継続改善措置の判断時に確認を行う。

なお、市は、プラントデータ通信システムにより、ごみ処理施設等の稼働状況を必要に応じて確認する。

２．財務状況の確認

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

（１）財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後90日以内に市に提出する。

市は、当該財務書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

３．運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の通告や運営委託料の減額等の措置をとるものとする。詳細は、別紙14「業務不履行時等の措置及び運営委託料の減額方法」を参照のこと。

別紙14　業務不履行時等の措置及び運営委託料の減額方法（第54条関係）

１　停止改善措置

１－１　停止改善措置（全炉停止）

(1) 停止改善措置（全炉停止）を通告された事業者は、本施設を全炉停止状態とし、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。

(2) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、改善されていないと市が判断した場合、引き続き本施設は停止状態とし、市は、再度事業者に改善措置を講ずることを通告する。

(3) 本施設の全部が停止した日（以下「施設停止日」という。）から15日以上経過した場合は、市は業務不履行と判断し、本施設の停止期間にかかる運営委託料を減額する。

(4) 運営委託料の減額措置は、施設停止日から稼働再開日までの期間について、運営委託料（固定費）の50％を減額するものとする。（年365日の日割計算により算定する。）

　ただし、施設停止日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合で、最終的に15日以上本施設が停止していた場合には、減額措置は翌四半期の支払時に行うものとする。

(5) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、本施設の全炉稼動が可能であると市が判断した場合、稼働を再開し、運営委託料の減額措置を解除する。なお、１炉のみ稼動が可能であると市が判断した場合、減額措置は次の１－２停止改善措置（１炉稼働）の場合の適用を受ける。

(6) 本施設が改善されない状態が継続する場合は、施設停止日から１年に達する日の前日まで上記(1)～(2)を繰り返す。

(7) 施設停止日から１年以上経過しても改善されていないと市が判断した場合、市は運営委託料の支払いを停止する。

(8) 上記(7)の場合、市は、事業者と協議の上本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合、市は、本契約を解除することができる。

１－２　停止改善措置（１炉稼働）

(1)停止改善措置（１炉稼働）を通告された事業者は、停止を指示された炉を停止し、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。

(2) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、改善されていないと市

が判断した場合、１炉稼働のままとし、市は、再度事業者に改善措置を講ずることを通告する。

(3) 本施設が１炉稼働となった日から15日以上経過した場合は、市は業務不履行と判断し、１炉稼働の期間にかかる運営委託料を減額する。

(4) 運営委託料の減額措置は、１炉稼働となった日から稼働再開日までの期間について、180日までは運営委託料（固定費）の30％を減額するものとし、181日目以降は、運営委託料（固定費）の50％を減額するものとする。（年365日の日割計算により算定する。）

ただし、１炉稼働となった日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合で、最終的に15日以上１炉稼働であった場合には、減額措置は翌四半期の支払時に行うものとする。

なお、変動費については処理量に応じて支払うこととする。

(5) 上記(1)の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、停止している炉の稼動が可能であると市が判断した場合、稼働を再開し、運営委託料の減額措置を解除する。

(6) 本施設が改善されない状態が継続する場合は、施設停止日から１年に達する日の前日まで上記(1)～(2)を繰り返す。

(7) 施設停止日から１年以上経過しても改善されていないと市が判断した場合、市は運営委託料の支払いを停止する。

(8) 上記(7)の場合、市は、事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、市は、本契約を解除することができる。

２　継続改善措置

(1) 継続改善措置とした場合、市は、事業者に改善措置を講ずることを通告する。
このとき、市は本施設を停止させることなく事業者への監視をより強化する。

(2) 通告された事業者は、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って次回定期モニタリングまでの期間において改善措置を講ずる。ただし、次回定期モニタリングまでの期間が短い場合は、双方協議するものとする。なお、事業者は改善計画書を市に提出するものとし、市は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。

(3) 次回定期モニタリングの結果、改善されていないと市が判断した場合、市は業務不履行と判断し、再度事業者に改善措置を講ずることを通告するとともに、運営委託料を減額する。

(4) 運営委託料の減額措置は、業務不履行を繰り返す毎に加算され、１回目が四半期分の運営委託料（固定費）の10％、２回目が四半期分の運営委託料（固定費）の30％、３回目が四半期分の運営委託料（固定費）の50％を減額することとする。
なお、変動費については処理量に応じて支払うこととする。

(5) 次回定期モニタリングの結果、改善が認められたと市が判断した場合は、業務不

履行と見なさず運営委託料の減額措置を講じない。

(6) 業務不履行が連続３回以内の場合、上記(2)～(3)を繰り返す。

(7) ただし、連続４回目の改善措置経過後の定期モニタリングの結果、更に業務不履行と市が判断した場合、市は、事業者への運営委託料の支払いを停止する。

(8) 上記(7)の場合、市は、事業者と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、市は、本契約を解除することができる。

図表１　減額等に関する手続きのながれ（停止改善措置（全炉停止）の場合）

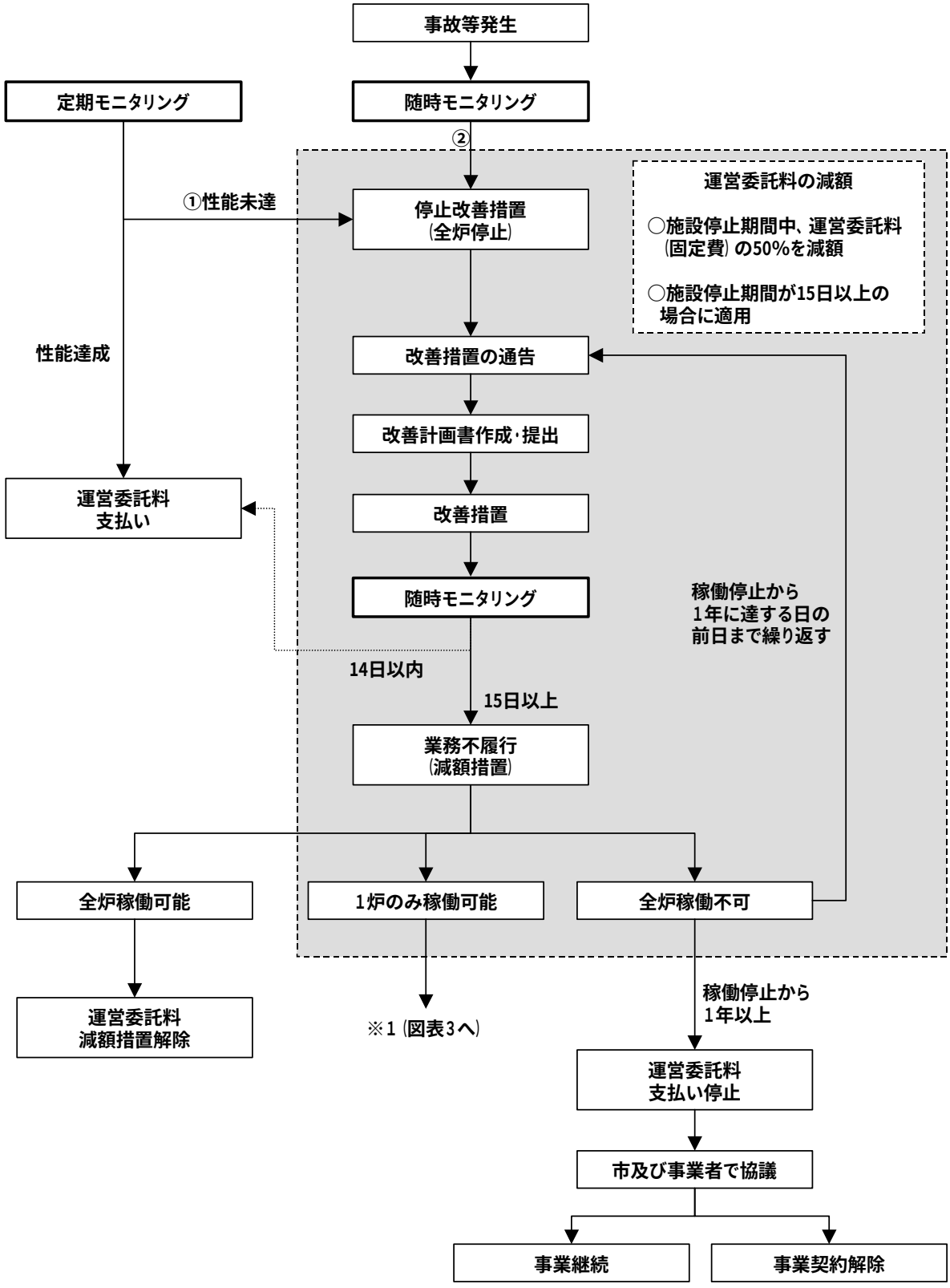

図表２　減額措置のイメージ（停止改善措置（全炉停止）の場合）

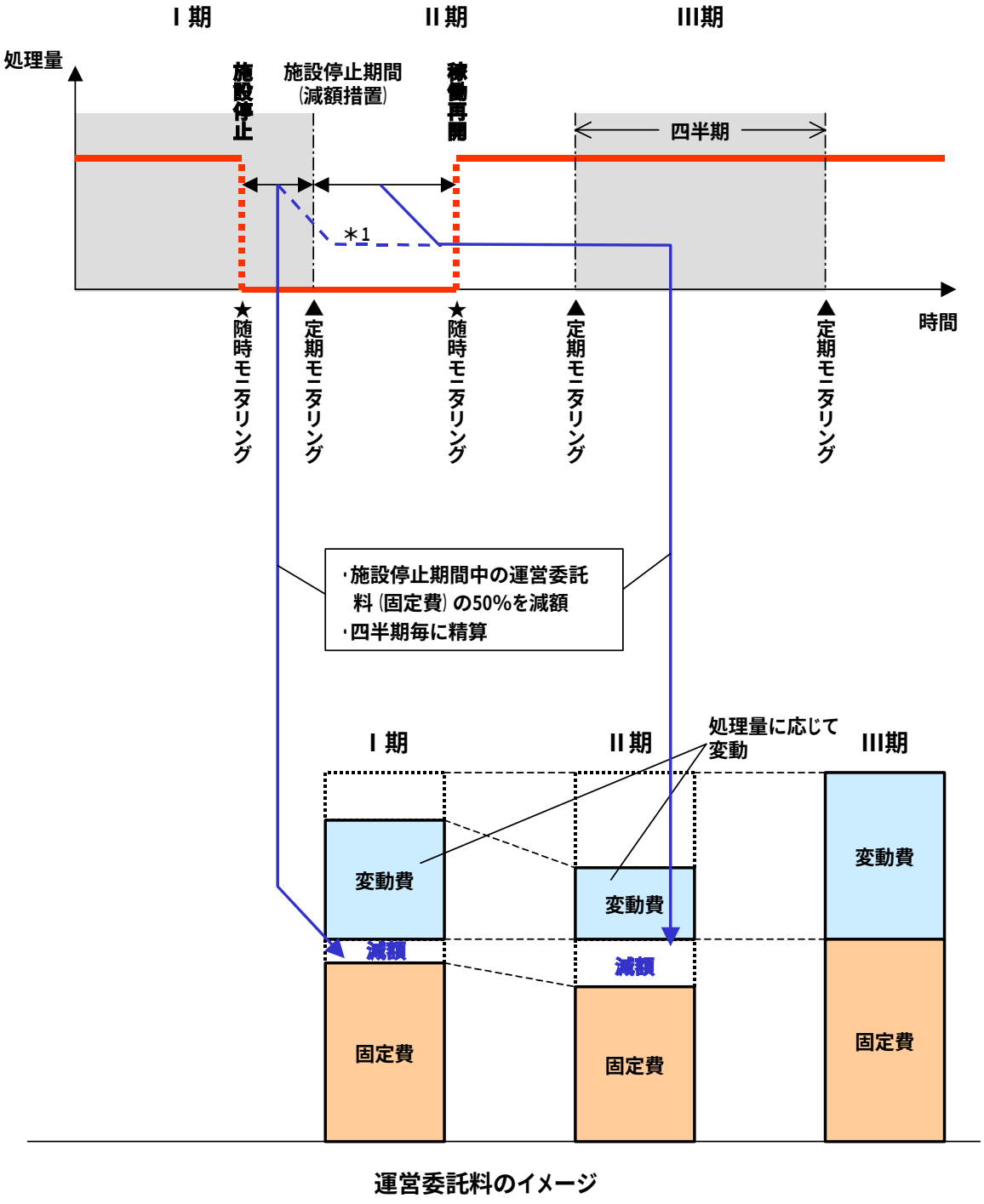

運営委託料のイメージ

*1：施設停止日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合（点線部分）で、最終的に15日以上本施設が停止していた場合は、翌四半期で精算。

図表３　減額等に関する手続きのながれ（停止改善措置（１炉稼働）の場合）

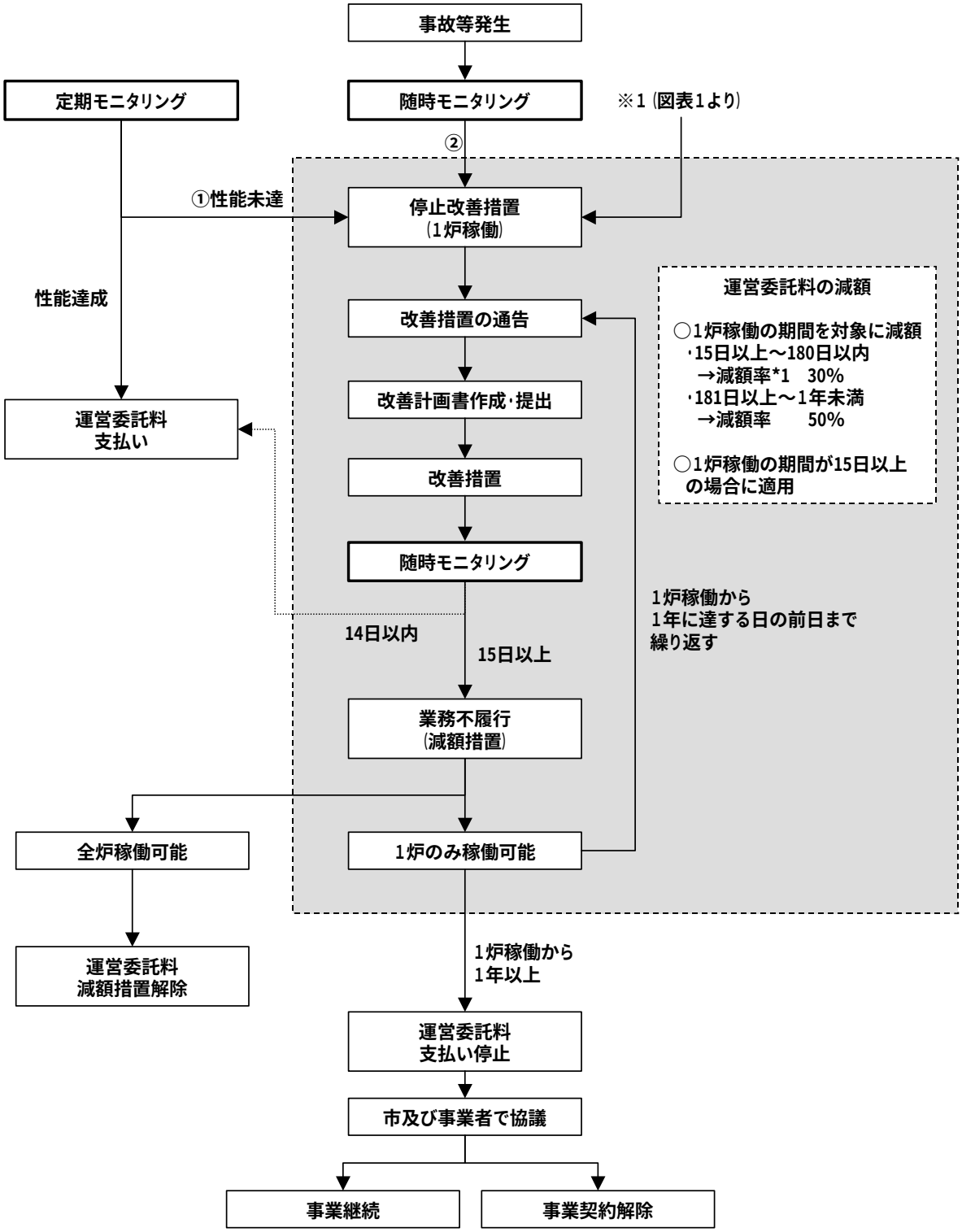

***1：「減額率」とは、運営委託料（固定費）から減額する比率。年365日の日割り計算。**

図表４　減額措置のイメージ（停止改善措置（１炉稼働）の場合）

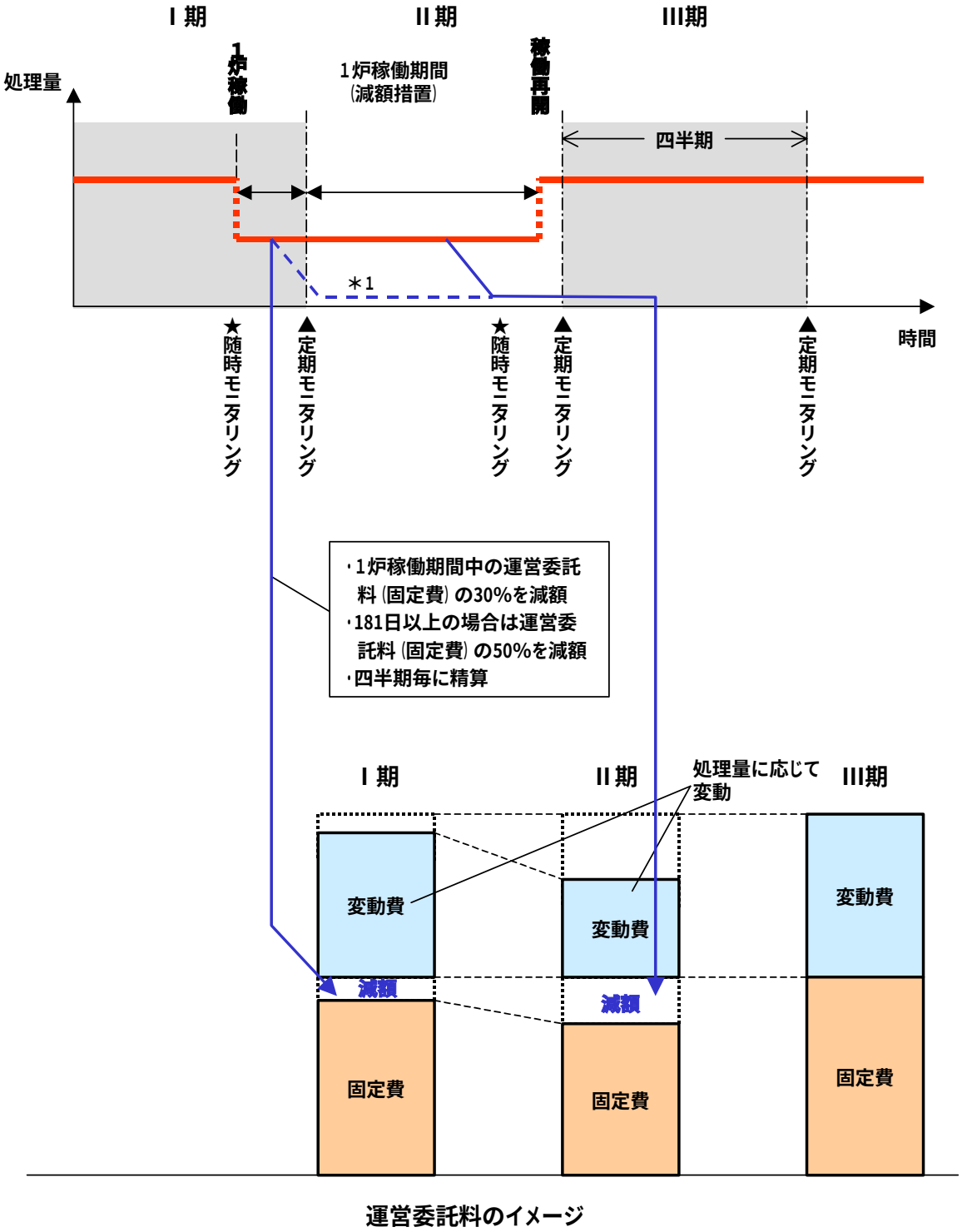

運営委託料のイメージ

*1：1炉稼働となった日から定期モニタリングまでの期間が14日以内の場合（点線部分）で、最終的に15日以上1炉稼働であった場合は、翌四半期で精算。

図表５　減額等に関する手続きのながれ（継続改善措置の場合）

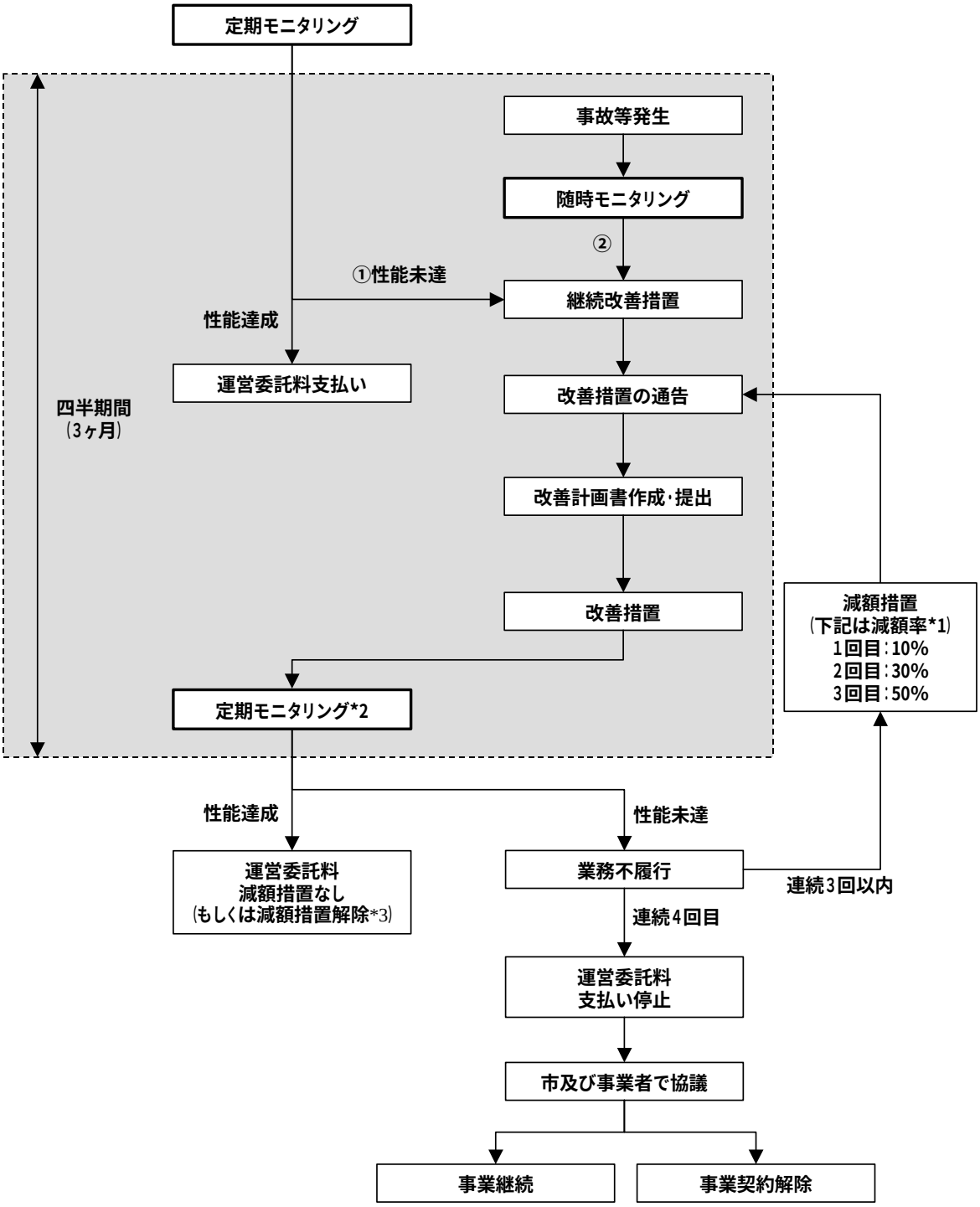

***1：「減額率」とは、運営委託料（固定費）から減額する比率。対象費用は、四半期分の運営委託料（固定費）。**

***2：事故等による継続改善措置の場合で、定期モニタリングまで期間が短い場合は協議を実施。**

***3：業務改善措置を2回以上繰り返している場合。**

図表６　減額措置のイメージ（継続改善措置の場合）

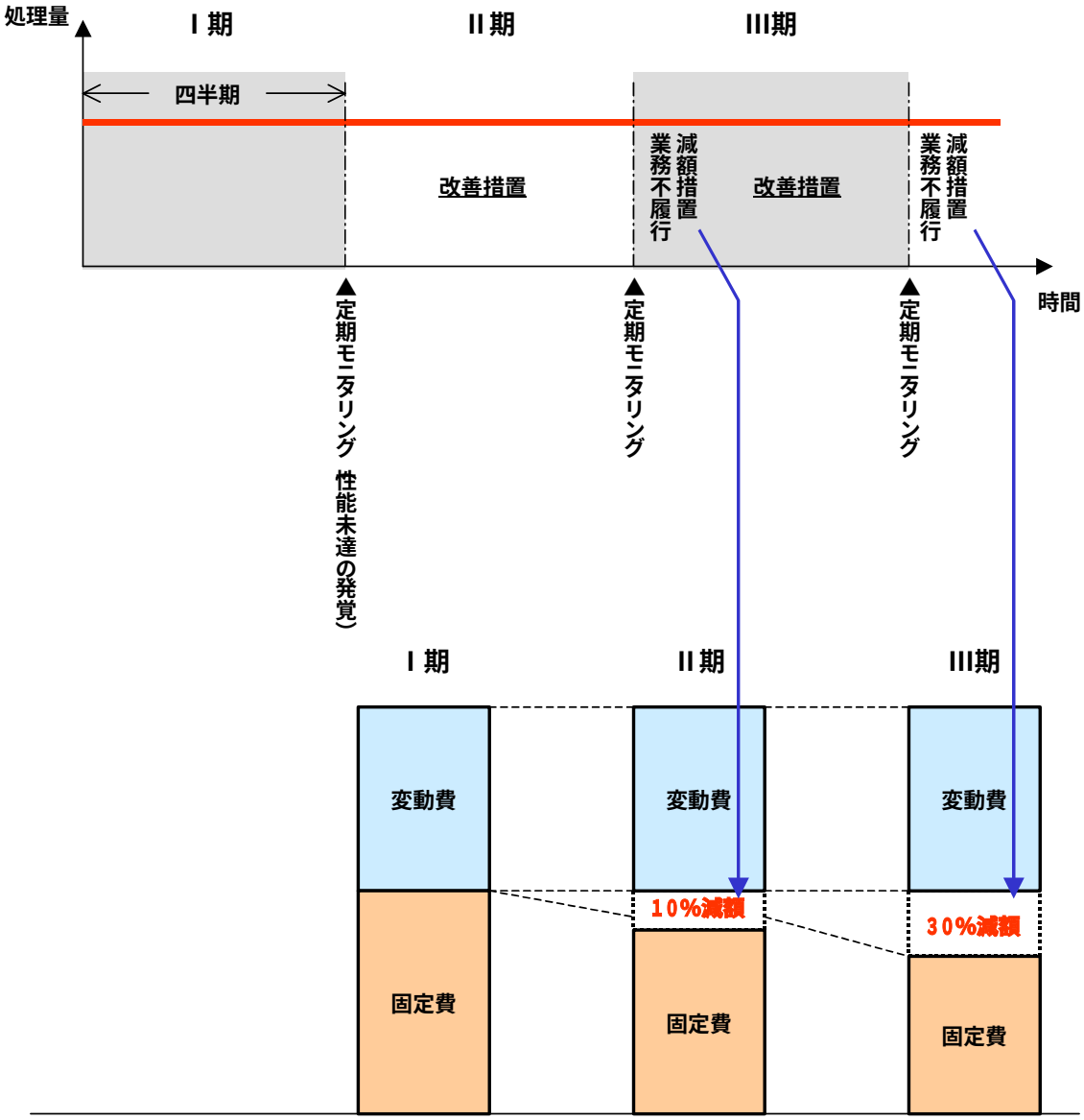

運営委託料のイメージ

別紙15　可燃ごみ等及び他工場焼却灰の性状（第55，56条関係）

１．可燃ごみ等

可燃ごみ等の計画ごみ質は、次の通りである。（例示）

項　目		可燃ごみ			破砕ごみ	
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	破砕 不燃物	破砕 可燃物
低位発熱量	MJ/kg	4.2	7.5	10.9	7.1	16.3
	kcal/kg	1,000	1,800	2,600	1,700	3,900
三成分 （%）	水分	60.8	48.8	38.4	13.8	16.5
	可燃分	33.0	43.3	54.1	28.9	60.3
	灰分	6.2	7.9	7.5	57.3	23.2
元素組成 （%）	水素分	2.14	3.23	3.90	—	5.53
	硫黄分	0.01	0.03	0.06	—	0.08
	窒素分	0.24	0.59	0.94	—	1.00
	炭素分	16.07	20.67	27.75	—	39.15
	塩素分	0.05	0.19	0.33	—	0.80
	酸素分	14.50	18.56	21.14	—	13.74

２．他工場焼却灰

搬入量は１日あたり80t であり、内訳は以下の通りである。

A.焼却灰　　64ｔ/日程度

B.飛灰固化物　　16ｔ/日程度

なお、搬入時の状態は焼却灰については湿灰、飛灰固化物については、薬剤処理＋セメント固化を実施したものである。

また、他工場焼却灰の供給の有無に関係なく、可燃ごみ等が安定して処理できるよう整備する。

他工場焼却灰（平成 14 年度 10 月～平成 15 年 10 月までの実績）

項目		見かけ比重 （湿）kg/m^3	熱灼減量 %	大型不燃物の 割合%（※１）	水分 %	塩基度 (CaO/SiO_2)
焼却灰	A	1,100	4.0	21.3	24.7	0.52
	B	1,300	2.9	20.1	19.5	0.70
飛灰固化物		800	—	—	15.7	0.83

※１　10㎜メッシュ以上の不燃物

Ａ：猪子石工場より排出される焼却灰

Ｂ：南陽工場より排出される焼却灰

飛灰固化物：猪子石工場より排出される飛灰固化物

別紙16　副生成物の活用等（第59，61条関係）

［事業者の提案による］

１．溶融スラグ

○発生量　＿＿＿

３．品質基準

（１）溶融スラグ

溶融スラグの基準は、下表の基準を満足すること。

表　溶融スラグの基準

項　目		基　準	適　用
溶出基準	カドミニウム	0.01 mg/ℓ 以下	試験方法は平成3年環境庁告示第46号による。
	鉛	0.01 mg/ℓ 以下	
	六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	
	ひ素	0.01 mg/ℓ 以下	
	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	
	セレン	0.01 mg/ℓ 以下	
含有基準	カドミニウム	150 mg/kg 以下	試験方法は平成15年環境省告示第19号による。
	鉛	150 mg/kg 以下	
	六価クロム	250 mg/kg 以下	
	ひ素	150 mg/kg 以下	
	総水銀	15 mg/kg 以下	
	セレン	150 mg/kg 以下	
	遊離シアン	50 mg/kg 以下	
	フッ素	4,000 mg/kg 以下	
	ほう素	4,000 mg/kg 以下	
金属鉄		1.0%以下	JIS A5011-2

（２）溶融飛灰

溶融飛灰処理物の基準は、下表の基準を満足すること。なお、山元還元する場合は、市と別途協議することとする。

表　溶融飛灰処理物濃度基準

項　目	基　準	適　用
アルキル水銀	検出されないこと	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に定める総理府令」（昭48.2.17総理府令第5号（平7.10.2総理府令第81号改正））のうち、ばいじんを処分するために処理したものの埋立処分に係る判定基準による。
総水銀	0.005 mg/ℓ 以下	
カドミニウム	0.3 mg/ℓ 以下	
鉛	0.3 mg/ℓ 以下	
六価クロム	1.5 mg/ℓ 以下	
ひ素	0.3 mg/ℓ 以下	
セレン	0.3 mg/ℓ 以下	
ダイオキシン類	保証値3 ng-TEQ/g 以下（1 ng-TEQ/g 以下を目標とする）	保証値は、「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平12.1.14厚生省令第1号）による。

別紙17　整備・運営委託料の改定方法（第68条関係）

１．割賦払整備委託料の改定

割賦払整備委託料は、金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第41回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの割賦払整備委託料を算定し直す。なお、事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

基準金利の見直しは、改定の基準日である平成31年７月１日の２営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）に行うものとする。基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE ６か月 LIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレートとする。

注)「銀行営業日」とは、事業者が資金調達を行う金融機関（複数の場合は代表金融機関）の営業日をいう。

２．運営委託料の改定

（１）物価変動による改定

運営委託料は、平成21年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度ごとに１回行い、翌事業年度の第１四半期の支払時より反映する。

１）改定の対象となる費用

CA：運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

CB：運営委託料（固定費）のうち用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額

CC：運営委託料（固定費）のうち上記「CA」、「CB」を控除した額

CD：運営委託料（変動費）の可燃ごみ等処理量あたりの単価

CE：運営委託料（変動費）の他工場焼却灰処理量あたりの単価

CF：運営委託料（変動費）の溶融飛灰１トンあたりの溶融飛灰処理単価

２）改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
CA	賃金指数 （毎月勤労統計調査　愛知県　調査産業計）	前年度の年度平均値 （10月公表）
CB	消費者物価指数 （名古屋市光熱・水道）	前年度の年度平均値 （４月公表）
CC、CD、 CE、CF	消費者物価指数 （名古屋市総合）	前年度の年度平均値 （４月公表）

３）改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第４位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の計算式を基に改定額を算定する。ただし、改定率の絶対値が1.5%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。

なお、改定を行わなかった場合、前回改定した対価を前提に改定率を算定する。

①運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額（CA）の改定方法

ⅰ）運営初年度の支払額の改定

$CA_1 = CA_0 \times (L_1 / L_0)$

ただし、｜（ L_1 ／ L_0 ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅱ）n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$CA_n = CA_{n-1} \times (L_n / L_{n-1})$

ただし、｜（ L_n ／ L_{n-1} ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅲ）前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$CA_n = CA_z \times (L_n / L_z)$

ただし、｜（ L_n ／ L_z ）－１｜＞１．５％ とする。

CA_0：契約書に規定された運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額
CA_1：運営初年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額
CA_n：運営ｎ年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額
CA_z：前回改定となった運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額
L_0：契約年度の前年度の賃金指数
L_1：運営初年度の支払い対象となる前年度の賃金指数
L_n：運営ｎ年度の支払い対象となる前年度の賃金指数
L_z：前回改定の基礎となった年度の支払い対象となる前年度の賃金指数
※以下、各費用又は価格指数は、上記定義と同様の考え方に基づいて用いる

②運営委託料（固定費）のうちの用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額（CB）の改定方法

ⅰ）運営初年度の支払額の改定

$CB_1 = CB_0 \times (CPIU_1 / CPIU_0)$

ただし、｜（ $CPIU_1$ ／ $CPIU_0$ ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅱ）n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$CB_n = CB_{n-1} \times (CPIU_n \ / \ CPIU_{n-1})$

ただし、｜（ $CPIU_n$ ／ $CPIU_{n-1}$ ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅲ）前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$CB_n = CB_z \times (CPIU_n \ / \ CPIU_z)$

ただし、｜（ $CPIU_n$ ／ $CPIU_z$ ）－１｜＞１．５％ とする。

$CPIU_n$：運営ｎ年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数（名古屋市光熱・水道）

③運営委託料（固定費）のうちの「CA」、「CB」を控除した額（CC）
運営委託料（変動費）の可燃ごみ等処理量あたりの単価（CD）
運営委託料（変動費）の他工場焼却灰等処理量あたりの単価（CE）
運営委託料（変動費）の溶融飛灰１トンあたりの溶融飛灰処理単価（CF）の改定方法

ⅰ）運営初年度の支払額の改定

$CC_1 = CC_0 \times (CPIG_1 \ / \ CPIG_0)$

ただし、｜（ $CPIG_1$ ／ $CPIG_0$ ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅱ）n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$CC_n = CC_{n-1} \times (CPIG_n \ / \ CPIG_{n-1})$

ただし、｜（ $CPIG_n$ ／ $CPIG_{n-1}$ ）－１｜＞１．５％ とする。

ⅲ）前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$CC_n = CC_z \times (CPIG_n \ / \ CPIG_z)$

ただし、｜（ $CPIG_n$ ／ $CPIG_z$ ）－１｜＞１．５％ とする。

$CPIG_n$：運営ｎ年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数（名古屋市総合）

※「CD」、「CE」及び「CF」の算定方法については、上記算定式の「CC」をそれぞれ「CD」、「CE」及び「CF」に入れ替えて算定する。

（２）消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合に、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。

なお、他の税制改正による改定は行わない。

別紙18　割賦払整備委託料の償還表（第74，75，85条関係）

［様式は事業者の提案によるが、様式のイメージは下記のとおりとする。］

回数	支払時期		支払総額	元金	利息	残額
1	H21	Ⅱ				
2		Ⅲ				
3		Ⅳ				
4	H22	Ⅰ				
5		Ⅱ				
6		Ⅲ				
7		Ⅳ				
78						
79						
80	H41					
合　計						

別紙19　法令変更等の場合の費用分担規定（第28，46，80，87条関係）

法令変更	市負担割合	事業者負担割合
本事業に直接関係する法令変更の場合	１００％	０％
消費税率及び地方消費税率に係る法令変更の場合	１００％	０％
法人税率に係る法令変更の場合	０％	１００％
外形標準課税に係る法令変更の場合	０％	１００％
上記記載の法令以外の法令変更の場合	０％	１００％

なお、「本事業に直接関係する法令」とは、特に本施設のサービスを提供する施設の運営・維持管理支援その他に関する事項を規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない税制変更及び事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙20　事業者が付保する保険（第86条関係）

［事業者の提案によるが、以下の項目について記述予定。（下記保険は市が指定するもの）］

１．建設時
（１）建設工事保険
（２）請負業者賠償責任保険

２．運営・維持管理時
（１）第三者賠償責任保険
（２）プラントにかかる保険
（３）火災保険

［規定する内容］
・保険名
・補償リスク内容
・補償対象外リスク
・補償範囲
・補償期間
・被保険者